

---

第43回 広島県薬剤師会  
定 時 総 会 資 料

---

平成26年6月22日(日)



公益社団法人 広島県薬剤師会

## 第43回広島県薬剤師会定時総会付議事項

### 目 次

#### (報 告)

報告第1号	公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告	1
報告第2号	社団法人広島県薬剤師会通常代議員会報告	1
報告第3号	二葉の里会館建設土地購入について	2
報告第4号	平成25年度広島県薬剤師会会務及び事業報告	3
報告第5号	平成25年度薬事情報センター事業報告	18
報告第6号	平成25年度広島県薬剤師会収支計算書	20
報告第7号	平成25年度保険薬局部会事業報告	28
報告第8号	平成25年度保険薬局部会収支計算書	31
報告第9号	平成25年度会館運営事業報告	35
報告第10号	平成25年度会館運営事業特別会計収支計算書	36
報告第11号	平成25年度検査センター事業報告	40
報告第12号	平成25年度検査センター特別会計収支計算書	42
報告第13号	公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会規程	47
報告第14号	公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則	48

#### (議 案)

議案第1号	公益社団法人広島県薬剤師会総会運営規則（案）	52
議案第2号	公益社団法人広島県薬剤師会定款の一部改正について（案）	56
議案第3号	公益社団法人広島県薬剤師会会員規程（案）	71
議案第4号	公益社団法人広島県薬剤師会会費規程（案）	74
議案第5号	平成26年度会費額に関する件について（案）	76
議案第6号	理事の選任について（案）	77

#### (資 料)

1. 平成25年度広島県薬剤師会収支補正予算書	78
2. 平成25年度保険薬局部会収支補正予算書	79
3. 平成26年度広島県薬剤師会事業計画	80
4. 平成26年度薬事情報センター事業計画	82
5. 平成26年度広島県薬剤師会収支予算書	84
6. 平成26年度保険薬局部会事業計画	87
7. 平成26年度保険薬局部会収支予算書	88
8. 平成26年度会館運営事業計画	89
9. 平成26年度会館運営事業特別会計収支予算書	90
10. 平成26年度検査センター事業計画	91
11. 平成26年度検査センター特別会計収支予算書	92
12. 公益法人への移行時に就任する監事の選任について	94
13. 役員の選挙について	95

報告第1号

公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告

報告第2号

社団法人広島県薬剤師会通常代議員会報告

## 報告第3号

### 二葉の里会館建設土地購入について

財務省から広島県薬剤師会館建設の敷地として土地を購入した。

土地の所在・地番 : 広島市東区二葉の里三丁目2-1

面 積 : 2,000.01 m<sup>2</sup>

購 入 価 格 : 379,117,903円

購 入 の 時 期 : 平成25年6月7日、一般社団法人広島県歯科医師会、入札、  
平成25年6月20日、一般社団法人広島県歯科医師会、落札、  
平成25年7月16日、一般社団法人広島県歯科医師会、土地購入、  
平成25年8月29日、一般社団法人広島県歯科医師会へ  
本会取得分の土地代として379,117,903円を支払う。

登 記 完 了 日 : 平成25年8月29日

資 金 の 調 達 : 平成25年8月29日、広島銀行より短期借入金として、  
384,311,179円を借り入れる。

借 入 金 の 明 細 : 土地代、所有権移転登録免許税、土地売買契約書印紙代、  
土地家屋調査士報酬代、司法書士報酬代、借入支払利息、  
借入に伴う印紙代

借 入 金 返 済 日 : 平成25年11月1日

借入金支払利息 : 1,497,332円

## 報告第4号

### 平成25年度 広島県薬剤師会会務及び事業報告

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

#### 第1 一般会務関係

1. 会員数 総数 3,128人 (3,120人) 平成25年10月末現在 ( ) 内は前年度

正会員 A 1,525人 (1,514)

〃 B 1,367 (1,370)

〃 C 53 (50)

〃 D 69 (70)

賛助会員 A 63 (64)

〃 B 0 (0)

〃 C 51 (52)

前年度より 8人増

#### 2. 各種会議開催状況

- (1) 臨時代議員会
- (2) 第42回通常総会
- (3) 第43回通常代議員会
- (4) 会長、副会長会 4回
- (5) 理事会 2回
- (6) 常務理事会 12回
- (7) 支部長・理事合同会議 3回
- (8) 監査会 1回
- (9) 委員会等

業務担当別理事会 9回

広報委員会 19回

会員委員会 4回

選考委員会 3回

学術大会実行委員会 7回

公益社団法人化特別委員会 3回

薬草に親しむ会打合会 4回

薬局実習受け入れ実行委員会 1回

子育て応援団すこやか2013打合会 1回

広島キッズシティ2013打合会 5回

禁煙支援アドバイザー運営委員会 1回

地対協WG 6回

会費徴収検討委員会・会費徴収に係る支部担当者との打合会 2回

薬剤師禁煙支援アドバイザー認定制度特別委員会 1回

二葉の里移転に係る歯科医師会との打合会 6回

#### 平成26年度支部別会員数

(平成25年10月31日現在)

区分	正会員 A	賛助会員 A	正会員 B	正会員 C	正会員 D	合計
広島	387 (378)	37 (37)	457 (452)	12 (11)	27 (30)	920 (908)
安芸	77 (77)	4 (3)	100 (101)	3 (3)	16 (14)	200 (198)
福山	273 (276)		122 (131)	6 (6)	3 (3)	404 (416)
尾道	98 (93)		35 (35)	1 (1)	2 (3)	136 (132)
呉	130 (132)	2 (2)	89 (87)	1 (1)	3 (4)	225 (226)
三原	58 (61)	4 (4)	32 (33)	6 (5)		100 (103)
安佐	150 (148)	9 (11)	176 (176)	4 (5)	7 (7)	346 (347)
三次	66 (63)	2 (2)	49 (49)	1 (1)	3 (3)	121 (118)
広島佐伯	61 (62)		68 (66)	3 (3)	3 (3)	135 (134)
廿日市	55 (55)	2 (1)	53 (50)	7 (7)	1 (1)	118 (114)
大竹	23 (23)	2 (3)	14 (15)	2 (1)		41 (42)
因島	21 (22)		18 (18)			39 (40)
東広島	86 (83)	1 (1)	75 (77)		2 (1)	164 (162)
竹原	40 (41)		26 (27)	2 (2)	2 (1)	70 (71)
行政			53 (53)	5 (4)		58 (57)
計	1,525 (1,514)	63 (64)	1,367 (1,370)	53 (50)	69 (70)	3,077 (3,068)

上段 : 平成26年度会員数

下段 : (平成25年度会員数)

選挙管理委員会 2回

薬剤師の臨床判断と一般用医薬品適正使用研修会開催に係る打合会 1回

代議員選挙規程打合会 1回

会費規程打合会 1回

### 3. 公的機関への協力

広島県薬事審議会（委員 前田泰則 児玉信子）

広島県医療審議会（委員 吉田亜賀子）

広島県薬物乱用対策推進本部（本部員 前田泰則 幹事 大塚幸三）

広島県医療費適正化計画検討委員会（委員 豊見雅文）

中国地方社会保険医療協議会（委員 渡邊英晶）

広島県保健医療計画検討委員会（委員 前田泰則）

広島県環境審議会（委員 中川潤子）

広島県地域保健対策協議会（理事 前田泰則 渡邊英晶）

広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会（委員 豊見 敦）

広島県医療安全推進協議会（委員 渡邊英晶）

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会（委員 渡邊英晶）

健康ひろしま21推進協議会（委員 中川潤子）

ひろしま食育・健康づくり実行委員会（委員 二川 勝）

ひろしま食育・健康づくり実行委員会ワーキング会議（委員 井上映子）

ひろしま健康づくり県民運動推進会議（委員 重森友幸）

広島県がん対策推進協議会（委員 大塚幸三 緩和ケア推進部会委員 青野拓郎）

広島県合同輸血療法委員会（委員 木平健治）

広島県緩和ケア人材育成検討会（委員 青野拓郎）

広島県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会（臨時委員 渡邊英晶）

広島県エイズ対策推進会議（委員 村上信行）

広島県地域医療再生計画推進委員会（委員 前田泰則）

(公益財)広島県地域保健医療推進機構（評議員 前田泰則）

(公益財)広島原爆障害対策協議会（評議員 前田泰則）

中国・四国厚生局保険指導薬剤師

（坂本 徹 今田考昭 下田代幹太 宗 文彦 河田邦貴 石井淳規）

広島県地域包括ケア推進センター運営協議会（委員 前田泰則）

第8回食育推進全国大会実行委員会（委員 二川 勝）

ケアマネマイスター広島（岸川映子）

厚労省薬事・食品衛生審議会医薬品第一部会・第二部会（委員 豊見雅文）

広島県治験等活性化検討会（委員 開 浩一）

広島県緩和ケア支援センター地域在宅緩和ケア推進協議会（委員 青野拓郎）

ひろしま医療関連産業クラスター推進会議（委員 前田泰則）

### 4. 関係機関への協力

日本薬剤師会（理事 豊見雅文）

日本薬剤師会医薬分業対策委員会（委員 豊見 敦）

日本薬剤師会情報システム検討委員会（副担当理事 豊見雅文）  
日本薬剤師会医薬品試験委員会（副担当理事 豊見雅文）  
日本薬剤師会災害対策委員会（委員 串田慎也）  
日本薬剤師会行政薬剤師部会（幹事 仲本典正）  
日本薬剤師会学校薬剤師部会（副担当理事 豊見雅文）  
日本薬剤師会医療保険委員会（副担当理事 豊見雅文）  
日本薬剤師会D I 委員会（副担当理事 豊見雅文）  
日本薬剤師会薬価基準検討委員会（副担当理事 豊見雅文）  
日本薬剤師会環境衛生委員会（副担当理事 豊見雅文）  
日本薬剤師会公衆衛生委員会（副担当理事 豊見雅文 委員 野村祐仁）  
日本薬剤師会年金委員会（副担当理事 豊見雅文）  
日本薬剤師会総会議事運営委員会（委員 村上信行）  
(公益財)日本学校保健会（監事 豊見雅文）  
日本病院薬剤師会インタビューフォーム検討会（委員 豊見雅文）  
日本薬剤師会病院診療所薬剤師部会（研修会WG 木平健治）  
社会保険診療報酬支払基金広島支部  
(審査委員 豊見雅文 青野拓郎 宮本一彦 調剤担当者代表幹事会参与 村上信行)  
広島県国民健康保険診療報酬審査委員会（委員 木平健治 服部 聖）  
N P O 法人広島県介護支援専門員協会（理事 村上信行 監事 有村健二）  
広島県学校保健会（副会長 永野孝夫）  
広島プライマリ・ケア研究会（世話人役員 木平健治 重森友幸）  
日本薬学会中国四国支部（幹事 前田泰則）  
第30回広島県薬事衛生大会実行委員会（委員 大塚幸三 渡邊英晶 野村祐仁 中川潤子）  
(公益財)友愛福祉財団（評議員 豊見雅文）  
N P O 法人広島県介護支援専門員協会  
第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会組織委員  
(委員 前田泰則)  
(公益社)青少年育成広島県民会議  
(公益社)広島交響楽協会  
広島県禁煙支援ネットワーク  
(公益財)ひろしま国際センター  
広島県日中親善友好協会  
(公益社)広島県防犯連合会  
(公益社)日本臓器移植ネットワーク  
(公益財)ひろしまドナーバンク  
(公益社)広島東法人会  
広島市防火連絡協議会  
(社福)広島県社会福祉協議会  
(公益財)ひろしまこども夢財団  
(一般社)広島県社会保険協会

広島県毒物劇物安全協会  
全国公益法人協会  
建国記念の日奉祝委員会

## 5. 役員等出張

日本薬剤師会都道府県会長協議会（会長会）

（東京 25.4.10 東京 25.6.8 大阪 25.9.21 東京 25.11.13 東京 26.1.15）

日本薬剤師会第81回定時総会（東京 25.6.29・30）

日本薬剤師会第82回臨時総会（東京 26.2.22・23）

日本薬剤師会第65回共済部総会（東京 25.6.8）

日本薬剤師会第46回学術大会（大阪 25.9.22・23）

日本薬剤師会中国ブロック会議（広島 26.1.18）

日本薬剤師会代議員中国ブロック会議（島根 25.6.1・2 鳥取 26.1.25・26）

中国・四国薬剤師会会长会議（高知 25.9.7）

（敬称略）

## 6. 会員の表彰

厚生労働大臣表彰（薬事功労） 大塚 幸三（呉）

文部科学大臣表彰 大塚 幸三（呉）

日本薬剤師会有功賞 森本 一義（広島） 和田 久作（広島） 伊藤 寛美（広島）

中田 照子（福山） 伊達 光有（福山）

広島県知事表彰（薬事功労） 重森 友幸（安芸） 松尾 仁（三原） 渡邊 英晶（廿日市）

広島県学校保健・学校安全表彰 政岡 醇（広島） 鍋島 瞳枝（福山）

広島県薬剤師会賞 野村 祐仁（広島） 今田 考昭（広島） 竹下 武伸（大竹）

広島県薬剤師会功劳賞 森川 悅子（広島） 前田 修一（広島） 橋本 洋子（広島）

松原 勇人（安芸） 堀 裕子（福山） 藤井 芳美（福山）

麻生 祐司（尾道） 今田 省（大竹） 吞田 敬三（広島佐伯）

広島県薬剤師会有功賞 辰本 洋子（広島） 岡本美美子（呉） 仲座 範子（尾道）

中元 正子（三次） 免出 正子（広島佐伯） 清水 敏子（廿日市）

（敬称略）

## 7. 会員物故

（広島支部） 友田 泰樹

（安佐支部） 栗田 弘三

（大竹支部） 海井 利雄 佐々木英幸

（三次支部） 岡田 真澄

（三原支部） 平井 義夫

## 8. 各種印刷出版物等

広島県薬剤師会誌（6回）

広島県薬メールニュース（19件）

Drug Information News

2014年版管理記録簿

お薬手帳

薬物の乱用はダメ。ゼッタイ。（テキスト・リーフレット）

薬の基礎知識

「調剤事故発生時の対応マニュアル」

「調剤事故発生時の再確認」

「薬局薬剤師のための薬学生実務実習指導の手引き」・DVD「薬学教育実務実習指導のポイント」

連絡先ステッカー

薬剤師倫理規定

「個人情報保護に関する基本方針」ポスター

「安心して薬局サービスを受けていただくために（お知らせ）」ポスター

「お薬のこと」・「お願い」ポスター

お薬手帳啓発ポスター

「薬の正しい使い方」リーフレット

薬剤師名札

## 第2 事業関係

### 1. 「広島県保健医療計画」の推進

- (1) 二次保健医療圏の地域保健医療計画作成への参画
- (2) 平成25年度圏域地対協研修会シンポジスト連絡会議への出席 (26. 3. 3)
- (3) 平成25年度圏域地対協研修会・交流会への参加 (広島 26. 3. 23)
- (4) 市区町村保健センター等への支援
- (5) プライマリ・ケアにおけるかかりつけ薬局の普及及び医療機関との連携・協力
- (6) 広島プライマリ・ケア研究会への協力
- (7) 広島プライマリ・ケア研究会世話人会への出席 (25. 10. 30)
- (8) 第25回広島プライマリ・ケア研究会への協力・講師派遣 (26. 3. 6)
- (9) 広島県地域保健対策協議会への協力
- (10) 広島県地域保健対策協議会理事会への出席 (26. 3. 24)
- (11) 広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会への出席 (25. 8. 9)
- (12) 広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会講演会への協力 (26. 2. 14)
- (13) 広島県医療審議会への出席 (25. 5. 22 25. 8. 29 26. 3. 19)
- (14) 広島県医療審議会保健医療計画部会への出席 (26. 3. 17)
- (15) 中国地方社会保険医療協議会総会・広島部会への出席 (25. 6. 27 25. 7. 30 25. 7. 29 25. 8. 29 25. 9. 27 25. 10. 29 25. 12. 26 26. 1. 28 26. 1. 29 26. 2. 26 26. 3. 27)
- (16) 広島県緩和ケア人材育成検討会への出席 (26. 1. 16 26. 3. 11)
- (17) 広島県地域包括ケア推進センター運営協議会への出席 (25. 4. 12)
- (18) 広島県緩和ケア支援センター平成25年度地域在宅緩和ケア推進協議会への出席 (25. 8. 12)
- (19) 広島県緩和ケア支援センター平成25年度地域在宅緩和ケア講演会への出席 (26. 2. 1)
- (20) 広島県緩和ケア支援センター平成25年度在宅緩和ケア講演会への協力 (26. 2. 14)
- (21) 広島県緩和ケア支援センター平成25年度市民公開講座への協力 (26. 2. 23)
- (22) 平成25年度在宅医療推進医等リーダー育成研修会 I (地域リーダー研修会)  
(広島 25. 9. 16 福山 25. 12. 23)
- (23) 平成25年度世界エイズデーへの協力 (25. 12. 1)
- (24) 平成25年度中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会への出席 (25. 8. 30 25. 12. 11)
- (25) 広島県エイズ対策推進会議への出席 (26. 2. 14)
- (26) 薬剤師禁煙支援マスターの認定 (13名)・アドバイザーの認定 (61名)
- (27) 平成25年度世界禁煙デー・禁煙週間への協力 (25. 5. 31~6. 6)
- (28) 平成25年度広島県禁煙支援ネットワーク運営委員会への出席 (25. 7. 19 25. 10. 26 26. 3. 17)
- (29) 第11回広島県禁煙支援ネットワーク研修会への協力・参加 (25. 10. 26)
- (30) タバコ問題対策委員会への参加 (25. 11. 29)
- (31) 広島県健康生活応援店推進事業への参加 (健康生活応援店153薬局)
- (32) 第39回広島県国保診療施設地域医療学会への出席 (25. 8. 31)
- (33) 広島県地域医療再生計画推進委員会への出席 (25. 8. 2 25. 11. 6 26. 3. 7)
- (34) 広島県医療安全推進協議会への出席 (25. 7. 12)
- (35) 平成25年度医療安全研修会への出席 (26. 3. 6)

- (36) 広島県治験等活性化検討会への出席 (25.6.19 25.9.9)
- (37) 尾道地域医療連携総合特区制度への協力
- (38) ひろしま医療関連産業クラスター推進会議 (25.9.3 25.11.29)
- (39) 広島県環境審議会総会・第24回温泉部会への出席 (26.1.15)
- (40) 広島県一斉防災訓練への参加 (26.1.20)
- (41) 第8回呉生活習慣病地域連携パス研究会への講師派遣 (25.9.6)
- (42) 島根県薬剤師会浜田支部「調剤事故防止研修会」への講師派遣 (25.11.3)
- (43) 2013年臨床漢方薬理研究会大会 (第108回例会)への講師派遣 (25.12.22)
- (44) 中国地方災害時公衆衛生支援合同研修会への参加 (26.3.19)
- (45) 広島県医療費適正化計画検討委員会への出席 (26.3.24)

## 2. 薬学教育機関等との連携強化と共同研修事業の展開

- (1) 中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関事務局の受け入れ
- (2) 病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議への出席  
(岡山 25.7.9 岡山 25.11.6 岡山 26.2.18)
- (3) 薬局実務実習受入に関する中国・四国地区ブロック会議への出席 (愛媛 25.10.26)
- (4) 認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ (薬学教育者ワークショップ) 中国・四国への参加 (福山 25.7.14・15 広島 25.9.15・16 岡山 25.10.13・14)
- (5) 中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関評議員会・運営委員会合同会議への出席  
(岡山 26.3.8)
- (6) 福山大学O S C Eへの協力 (福山 25.12.1)
- (7) 安田女子大学O S C Eへの協力 (広島 25.12.1)
- (8) 広島大学O S C Eへの協力 (広島 25.12.8)
- (9) 広島国際大学O S C Eへの協力 (呉 25.12.15)
- (10) 薬局実習の受け入れ (広島大学、福山大学、広島国際大学、安田女子大学)
- (11) 早期体験学習への協力 (広島大学、福山大学、広島国際大学、安田女子大学)
- (12) 県外薬学部学生実務研修への協力
- (13) 平成25年度認定実務実習指導薬剤師養成講習会の開催 (福山 25.6.9 広島 25.8.25)
- (14) 6年制薬局実務実習受け入れ説明会の開催 (呉 25.4.4 福山 25.4.17 広島 25.4.25)
- (15) 広島大学薬学部への講師派遣 (25.11.14 25.11.28)
- (16) 薬局が実習を行っている旨等を示すポスター・薬学生実務実習受入施設証の配布 (25.5)
- (17) 薬局実務実習への協力 (検査センター・薬事情報センター施設見学)

## 3. 県民の保健衛生向上のための活動

- (1) 薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師会研修会の開催 (広島 25.12.7 福山 25.12.8)
- (2) 薬事衛生指導員の派遣
- (3) 「薬と健康の週間」の実施 (25.10.17~10.23)
- (4) お年寄りに対する医薬品のより良い使用の啓発・相談事業への協力
- (5) くすりと健康相談窓口の開設 (25.5.25 さつき祭りイベント会場ポポロ)  
〃 (25.9.27 東区総合福祉センター)  
〃 (25.9.29 神辺文化センター)

〃 (25. 9. 29 竹原市保健センター・ふくしの駅周辺)  
〃 (25. 10. 5・6 府中市文化センター)  
〃 (25. 10. 6 南区地域福祉センター・南区役所別館駐車場)  
〃 (25. 10. 6 広島市中区地域保健センター)  
〃 (25. 10. 14 安佐北区スポーツセンター)  
〃 (25. 10. 19 二河公園多目的グラウンド・呉中央公園)  
〃 (25. 10. 19・20 ローズアリーナ)  
〃 (25. 10. 26・27 三原サンシープラザ)  
〃 (25. 10. 27 サントピア大竹)  
〃 (25. 11. 3 広島サンプラザ、近隣公園)  
〃 (25. 11. 3 東広島運動公園体育会(アカバーグ) )  
〃 (25. 11. 4 安佐南区民文化センター)  
〃 (25. 11. 10 佐伯区民文化センター及び五日市中央公園)  
〃 (25. 11. 10 廿日市健康福祉センター)  
〃 (25. 11. 10 尾道総合福祉センター)  
〃 (25. 11. 17 三次市福祉保健センター)  
〃 (25. 11. 24 ひまわりぶらざ・海田西小・海田西中周辺)  
〃 (25. 12. 1 新市老人福祉センター及び新市公民館)

- (6) 薬草に親しむ会の開催 (25. 10. 20 三次市 (甲奴町))
- (7) 在宅医療及び在宅介護用品の情報提供
- (8) 学校保健活動の推進
- (9) 休日、夜間救急診療への協力
- (10) (公益財)広島県地域保健医療推進機構へ協力
- (11) (公益財)広島県地域保健医療推進機構定時・評議員会への出席 (25. 4. 23 25. 6. 11 26. 3. 28)
- (12) 広島県医療安全支援センターへの協力
- (13) 医療安全推進週間への協力 (25. 11. 24～11. 30)
- (14) 第15回薬害根絶フォーラムへの協力
- (15) 健康ひろしま21推進協議会への出席 (26. 1. 27)
- (16) 「健康日本21」「健康ひろしま21」運動への協力
- (17) 麻薬、覚せい剤、向精神薬等薬物乱用防止活動の推進への協力
- (18) 平成25年度「不正大麻、けし撲滅運動月間」への協力 (25. 5. 1～6. 30)
- (19) 広島県「農薬危害防止運動」への協力 (25. 6. 1～8. 31)
- (20) 平成25年度広島県薬物乱用対策推進本部会議への出席 (25. 7. 31)
- (21) 平成25年度広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動への協力 (25. 6. 20～7. 19)
- (22) 「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金への協力
- (23) 広島県麻薬・覚せい剤乱用防止運動への協力 (25. 10. 1～11. 30)
- (24) 薬物乱用防止対策の推進
- (25) 広島県薬物乱用防止指導員の推薦
- (26) 広島薬物関連問題関係者ネットワーク (ひろしまDネット) への協力
- (27) ひろしま食育・健康づくり実行委員会への協力

- (28) ひろしま食育・健康づくり実行委員会・同ワーキング会議への出席 (25. 10. 11)
- (29) 第8回食育推進全国大会実行委員会等への出席 (25. 5. 23 25. 6. 20 25. 12. 20)
- (30) 第8回食育推進全国大会への参加 (25. 6. 22・23)
- (31) ひろしま県お弁当3・3コンクールへの協力 (ポスター掲示)
- (32) 札幌薬剤師会薬物乱用防止キャンペーンへの協力 (ポスター掲示)
- (33) ひろしま健康づくり県民運動推進会議への協力
- (34) ひろしま健康づくり県民運動推進会議総会への出席 (25. 5. 27 26. 3. 25)
- (35) 平成25年度がん征圧月間への協力 (25. 9. 1~9. 30)
- (36) 平成25年度「がん検診へ行こうよ」推進会議への出席 (25. 4. 26)
- (37) 広島県がん検診サポート薬剤師事業養成研修会の開催  
(広島 25. 8. 29 呉 25. 9. 12 福山 25. 10. 3 広島 26. 1. 25)
- (38) 広島県がん検診サポート薬剤師 (307名)
- (39) 広島県がん対策協議会への出席 (25. 10. 8 25. 12. 3 26. 3. 26)
- (40) 広島県がん対策協議会緩和ケア推進部会への出席 (25. 12. 12)
- (41) ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会への出席 (25. 4. 17 25. 5. 9 25. 7. 18 26. 1. 28)
- (42) ピンクリボンdeカープ (対オリックス戦)への参加・協力 (25. 5. 18)
- (43) 平成25年度食生活改善普及運動への協力 (25. 9. 1~9. 30)
- (44) 平成25年度自殺予防週間への協力 (25. 9. 10~9. 16)
- (45) 平成25年度自殺対策強化月間への協力 (26. 3. 1~3. 31)
- (46) (公益社)青少年育成広島県民会議への協力
- (47) (公益社)青少年育成広島県民会議通常総会への出席 (25. 6. 19)
- (48) 麻薬・向精神薬盗難事故についての周知、発見への協力
- (49) 子育て応援団すこやか2013への参加 (広島 25. 6. 1・2)
- (50) 広島キッズシティ2013への参加 (25. 8. 3・4)
- (51) 平成25年度ドーピング防止ホットライン担当者研修会 (25. 11. 29)
- (52) 平成25年度薬剤師禁煙支援アドバイザー講習会の開催 (25. 9. 28)
- (53) 一般紙へ薬局業務・薬剤師職能PR広告掲載  
(中国新聞 25. 8. 6 25. 9. 7 25. 10. 17 26. 1. 6 26. 3. 12)
- (54) 広島県薬剤師会県民公開講座の開催 (25. 10. 19)
- (55) 日本薬剤師会学校薬剤師部会全国担当者会議への出席 (東京 25. 10. 23)
- (56) 平成25年度日本薬剤師会学校薬剤師部会くすり教育研修会 (東京 25. 8. 2)
- (57) 平成25年度独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全業務運営会議 (25. 11. 28)
- (58) 21世紀、県民の健康とくらしを考える会役員会への出席 (25. 10. 23)
- (59) 21世紀、県民の健康とくらしを考える会県民フォーラムへの協力・参加 (26. 1. 25)
- (60) (公益財)広島がんセミナー第2回先端的がん薬物療法研究会への協力 (26. 1. 11)
- (61) 平成25年度第2回広島県在宅保健福祉活動者の会研修会への講師派遣 (26. 2. 4)

#### 4. 医薬分業の推進及び社会保険制度への対応

- (1) 適正な医薬分業の推進
- (2) 保険薬局部会の事業推進
- (3) 「くすりと健康相談窓口」に於いて医薬分業のPR

- (4) 保険薬局の処方せん受付状況の調査
- (5) 入手困難な小包装医薬品に関する窓口の設置
- (6) NPO法人広島県介護支援専門員協会への協力
- (7) 広島県介護支援専門員協会平成25年度定期総会・研修会への出席 (25.5.25 26.3.8)
- (8) 院外処方せん応需体制の整備・かかりつけ薬局機能の強化
- (9) 特定疾患治療研究事業の委託契約の継続
- (10) 広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会への出席 (25.11.12 26.1.15)

## 5. 学術研修活動

- (1) 第34回広島県薬剤師会学術大会の開催 (呉 25.11.10)
  - 口頭発表 9題
  - アイディアプレゼンテーション3題
  - ポスター発表 8題
  - 特別講演 2題
- (2) 平成25年度病院診療所薬剤師研修会への協力 (広島会場 25.6.22・23)
- (3) 支部主催薬剤師生涯教育研修会の案内及び協力
- (4) 第52回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会への協力・参加 (愛媛 25.10.26・27)
- (5) 第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会第1回準備委員会への出席 (26.2.22)
- (6) 日本薬学会中国四国支部役員会 (愛媛 25.10.26 愛媛 26.2.1)
- (7) 日本薬学会中国四国支部・日本薬剤師会中国四国ブロック・日本病院薬剤師会中国四国ブロック合同会議 (愛媛 25.10.26)
- (8) (公益財)日本薬剤師研修センターの運営への協力
- (9) 「日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度」への協力 (1,200名:内更新884名)
- (10) 広島県薬剤師研修協議会への協力 (25.6.12 26.1.8)
- (11) 新薬剤師研修会への協力 (25.6.2)
- (12) 日本薬剤師研修センター生涯教育ビデオライブラリーの活用
- (13) C S - T Vによる「研修認定薬剤師講座」の紹介及び書籍の案内
- (14) 広島大学薬学部実務実習事前学習指導への講師派遣 (25.11.14 25.11.28)
- (15) 平成25年度全国薬剤師研修協議会実務担当者会議への出席 (大阪 25.9.22)
- (16) 山口県薬剤師フォーラム2013への参加 (山口 25.12.8)
- (17) 日本薬剤師会生涯学習支援システムへの推進・協力
- (18) 日本薬剤師会生涯学習担当者全国会議への出席 (26.2.2)

## 6. 薬局等の業務充実

- (1) 認定基準薬局制度運営協議会の開催 (25.7.25 25.11.27 26.3.27)
- (2) 広島県薬剤師会認定「基準薬局」の推進
  - 第1次認定 25.4.1 薬局(新規 0 更新 40)
  - 第2次認定 25.8.1 薬局(新規 1 更新 29)
  - 第3次認定 25.12.1 薬局(新規 0 更新 35)
  - 26.3.31現在 認定基準薬局数 (443薬局)
- (3) 認定基準薬局新規申請及び更新薬局、新規保険薬局指定申請薬局との共同研修会

(広島 25.6.23 福山 25.10.27 広島 26.2.2)

- (4) 2014年版管理記録簿・自己点検表の作成配布
  - (5) 薬剤師倫理規定の配布
  - (6) 薬局等構造設備規則に伴う検査センターとの契約
  - (7) 薬局業務運営ガイドラインの周知徹底
  - (8) 「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構」拠出金の徴収等への協力
  - (9) 「毒物及び劇物の適正な管理について」への協力
  - (10) 広島県毒物劇物安全協会への協力
  - (11) 医薬品等安全性情報報告制度への協力
  - (12) 「薬局等構造設備規則」等関係図書の斡旋
  - (13) 在宅医療への参画の推進
  - (14) 高度管理医療機器等の販売等に係る継続研修会の開催 (25.9.29)
  - (15) 薬局機能情報提供制度への協力
  - (16) 日本薬剤師会サポート薬局制度への協力
  - (17) 服薬指導の強化・休日夜間体制の整備に関する対策
  - (18) 薬剤師の臨床判断と一般用医薬品適正使用研修会及び一般用医薬品担当者全国会議への出席
- (25.10.6 26.3.2)
- (19) 日本薬剤師会賠償責任保険への加入促進
  - (20) 日本薬剤師会個人情報漏洩保険への加入促進
  - (21) P L 法に関する相談窓口、地方苦情処理連絡網の整備及び改正薬事法に関する苦情相談窓口の設置
  - (22) 日本薬剤師会薬局等における対面販売強化のための行動計画への協力
  - (23) 日本薬剤師会「薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業」に関する担当者全国会議への出席 (26.2.17)

## 7. 薬事情報センターの事業

## 8. 検査センターの事業

## 9. 組織整備及び充実強化

- (1) 薬局、店舗販売業及び保険薬局等の許可状況の調査
- (2) 会員異動状況調査報告
- (3) 日本薬剤師会共済部への加入促進
- (4) 日本薬剤師会薬剤師年金制度への加入促進
- (5) 日本薬剤師国民年金基金への加入促進
- (6) 薬剤師ローン等の活用
- (7) 薬剤師無料職業紹介所事業の就業紹介促進 (県内薬科大学ポスター掲示・チラシ配布)
- (8) 求人・求職情報システムの促進 (求人29件 薬学生求人30件 求職0件)
- (9) 広島県病院薬剤師会の事業への協力
- (10) 広島県女性薬剤師会の事業への協力
- (11) 広島県学校薬剤師会の事業への協力
- (12) 広島県青年薬剤師会の事業への協力
- (13) 広島県行政薬剤師会の事業への協力

- (14) 広島県薬剤師国民健康保険組合の事業への協力
- (15) 公益法人制度改革に関する定例講座・個別相談会への参加 (25.5.7 25.6.5 25.6.13)
- (16) 移行登記申請等に係る説明会への参加 (26.2.18)

## 10. 関連及び継続事業等

- (1) 県薬会誌の発行 (6回)
- (2) 保険請求事務の指導
- (3) 本会の後援・共催・賛同した事業
  - ア わんぱく大作戦(25.4.1~)
  - イ 広島大学霞室内管弦楽団 2013 Spring Concert (25.4.28)
  - ウ 平成25年度「看護の日」広島県大会 (25.5.11)
  - エ 広島国際大学2013年度春の健康フェア (25.5.18・19)
  - オ 子育て応援団すこやか2013 (25.6.1・2)
  - カ 平成25年度広島県農薬危害防止運動 (25.6.1~8.31)
  - キ 第24回ジュノ一記念祭 (25.6.16)
  - ク (公益社)認知症の人と家族の会広島県支部第32回大会 (25.6.29)
  - ケ 平成25度広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (25.6.20~7.19)
  - コ 第16回日本病院脳神経外科学会 (福山・25.7.20・21)
  - サ 第4回認知症疾患医療センター研修会 (25.9.5)
  - シ リレー・フォー・ライフ・ジャパン2013in広島 (広島) (25.9.15・16)
  - ス 第2回リカバリー・パレード「回復の祭典」 in ヒロシマ (25.9.23)
  - セ 広島リウマチ・膠原病市民公開講座 (25.9.29)
  - ソ 平成25年度がん征圧月間 (25.9.1~9.30)
  - タ 平成25年度老人保健福祉月間 (25.9.1~9.30)
  - チ 広島国際大学薬学部卒後教育研修会 (25.11.3)
  - ツ 福山大学薬学部卒後教育研修会 (25.11.9)
  - テ 広島国際大学2013年度秋の健康フェア (25.11.17)
  - ト 第54回広島県公衆衛生大会～健やかな暮らしをつくる人々の集い～ (25.11.20)
  - ナ (一般社)日本プライマリ・ケア連合学会プライマリ・ケア認定薬剤師短期集中研修会 (25.11.23・24)
  - ニ 第18回広島県理学療法士学会 (25.12.7・8)
  - ヌ 2013年臨床漢方薬理研究会大会 (第108回例会) (25.12.22)
  - ネ (公益財)広島がんセミナー第2回先端的がん薬物療法研究会 (26.1.11)
  - ノ 第9回広島胃瘻と経腸栄養療法研究会 (26.1.25)
  - ハ 骨髄バンク普及映画を作る会
  - ヒ がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習会 (26.2.9)
  - フ 広島県緩和ケア支援センター平成25年度在宅緩和ケア講演会 (26.2.14)
  - ヘ 平成25年度広島県合同輸血療法研修会 (26.2.15)
  - ホ 中国新聞市民公開講座 (26.2.23)
  - マ 第1回安田女子大学薬学部卒後教育研修会 (26.3.1)
  - ミ 第157回全国禁煙アドバイザー育成講習会 (26.3.30)

- (4) 四師会事業への協力
- (5) 平成25年度「看護の日」広島県大会への出席 (25. 5. 11)
- (6) 第66回広島医学会総会への協力
- (7) IPPNW及びJPPNWへの協力
- (8) IPPNW日本支部 (JPPNW) 理事会・総会、広島県支部総会への出席 (25. 4. 27)
- (9) 第24回ジュノー記念祭への出席・協力 (25. 6. 16)
- (10) 広島市原爆死没者慰靈式並びに平和祈念式への出席 (25. 8. 6)
- (11) 広島大学・薬剤師へのアンケート調査の協力について
- (12) NHK取材 (25. 6. 4)
- (13) 中国新聞取材 (地対協アンケートについて) (25. 8. 7)
- (14) 広島リビング新聞社取材 (お薬手帳について) (25. 9. 9)
- (15) RCC報道部取材 (25. 12. 4)
- (16) (株)薬事日報社取材 (26. 1. 17)
- (17) 協会けんぽ対談 (26. 2. 18)
- (18) 平成25年度広島県四師会役員連絡協議会への出席 (25. 10. 9)
- (19) 日本薬剤師会第46回学術大会の参加支援 (大阪 25. 9. 22・23)
- (20) 第2回リカバリー・パレード「回復の祭典」inヒロシマへの協力 (25. 9. 23)
- (21) 広島県看護協会創立65周年記念祝賀会への出席 (25. 5. 11)
- (22) 第63回社会を明るくする運動広島県推進委員会への出席 (25. 5. 28)
- (23) 第63回社会を明るくする運動広島県推進委員会街頭広報活動への参加 (25. 7. 5)
- (24) 日本薬剤師会創立120周年記念式典・祝賀会への出席 (25. 6. 9)
- (25) 第67回医療と倫理を考える会・広島例会への出席 (25. 6. 27)
- (26) 日本赤十字社広島県支部創立125周年記念赤十字大会への出席 (25. 7. 3)
- (27) 日本赤十字社中四国ブロック血液センター見学会 (25. 4. 11)
- (28) 平成25年度広島県保険者協議会への出席 (25. 7. 10 26. 2. 10)
- (29) 平成25年度広島県合同輸血療法委員会への出席・協力 (25. 7. 27)
- (30) 平成25年度広島県合同輸血療法研修会への出席・協力 (26. 2. 15)
- (31) 北方領土返還要求運動広島県民会議への協力
- (32) 北方領土返還要求運動広島県民会議総会への出席 (25. 7. 25)
- (33) 北方領土返還要求運動広島県民会議への出席 (26. 2. 5)
- (34) 島根県薬剤師会館竣工祝賀会への出席 (25. 4. 14)
- (35) 桑原正彦氏旭日双光章受章記念祝賀会並びに記念講演会への出席 (25. 7. 21)
- (36) 広島大学病院新診療棟開院記念式典への出席 (25. 9. 1)
- (37) 安東哲也氏藍綬褒章受章祝賀会への出席 (26. 2. 11)
- (38) 東広島薬剤師会創立30周年記念式典への出席 (26. 3. 9)
- (39) 広島大学薬学部、広島大学大学院医歯薬保健学研究科、広島大学大学院医歯薬学総合研究科 卒業・修了記念パーティーへの出席 (26. 3. 10)
- (40) 中国四国医師会連合総会医療基本法(仮称)制定に関するシンポジウムへの出席 (25. 9. 28)
- (41) 医療・介護・保健情報等の活用による健康づくりの推進に向けた連携協力協定締結式への出席 (25. 10. 11)

- (42) けんみん文化祭ひろしま'13への協力 (尾道 25.10.12)
- (43) 広島県立美術館特別展「印象派を超えて」への協力 (26.1.2~2.16)
- (44) 広島県シルバーサービス振興会特別会員への入会
- (45) 広島県シルバーサービス振興会法人設立15周年記念式典・講演会・記念コンサート・祝賀交流会への出席 (25.10.18)
- (46) 広島県医師会及び広島県が建設する地域医療総合支援センター（仮称）・高精度放射線治療センター（仮称）合築施設起工式への出席 (25.10.23)
- (47) 第52回広島県身体障害者福祉大会への協力 (25.9.13)
- (48) 広島県配置医薬品連合会設立40周年記念祝賀会への出席 (25.11.14)
- (49) 第30回広島県薬事衛生大会への協力 (25.11.28)
- (50) 平成25年度薬祖神大祭の開催 (25.11.28)
- (51) 平成26年薬事関係者新年互礼会の開催 (26.1.9)
- (52) 自動体外式除細動器（AED）の設置（広島県薬剤師会館1階）
- (53) 災害時における発電機、衛星携帯電話等の整備
- (54) ピンクリボングッズの販売協力 (25.11.10)
- (55) がん検診啓発ピンバッジの購入
- (56) 薬剤師会館移転の検討及び対応
- (57) 二葉の里会館建設土地購入
- (58) 夏季の省エネルギー対策の実施 (25.5.1~10.31)
- (59) 広島県立美術館団体割引会員への協力
- (60) 平成25年度禁煙外来研修会への協力 (26.1.14)
- (61) あいサポートアート展への協力 (25.10.1~6)
- (62) すべての障害児者と市民を結ぶひろしま県民会議「地域で暮らす障害者が体験する生活のしさについての調査研究」報告及びシンポジウムへの協力 (25.6.30)
- (63) すべての障害児者と市民を結ぶひろしま県民会議フォーラム2013への協力 (25.12.15)
- (64) TPPについて考えるシンポジウム (25.7.5)
- (65) 平成25年度アディクション（嗜癖）問題研修 (25.9.18)
- (66) 第15回薬害根絶フォーラム (25.10.26)
- (67) 第59回中国地区公衆衛生学会 (25.8.28・29)
- (68) 平成25年度敬老の日・老人週間 (25.9.15~21)
- (69) 平成25年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間への協力 (11.1~30)
- (70) 平成25年度「女性に対する暴力をなくす運動」への協力 (25.11.12~25)
- (71) NPO法人日本IDDMネットワークカーボカウント&インスリンポンプセミナーin山口への協力 (26.1.25)
- (72) 骨髄バンク普及映画を作る会への協力
- (73) 「安心・安全、まかせんさい。」川柳表彰への協力
- (74) 第16回日本在宅医学会大会浜松大会への協力 (26.3.1・2)
- (75) 日本褥瘡学会第7回新しく変わる在宅の褥瘡管理への協力 (26.3.16)
- (76) 各図書の斡旋
- (77) 毒物及び劇物譲受書等の販売

(78) 関係官庁より諸通達事項の伝達

(79) 福利厚生事業の推進

(80) その他

- ア 独立行政法人医薬品医療機器総合機構ポスターの配付
- イ 自殺予防週間ポスターの配付
- ウ 薬と健康の週間ポスターの配付
- エ 知っておきたい薬の知識小冊子の配付
- オ こどもの病気ハンドブック（こんな時どうする）及び親子で見る絵本の配付
- カ セルフメディケーションハンドブック2013小冊子の配付
- キ 日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会ポスター・チラシの配付
- ク 減らそう犯罪運動事業（広島県警察）への協力
- ケ 国税電子申告・納税システム（e-Tax）事業への協力
- コ 地対協医薬品の適性使用検討委員会報告書の配付
- サ 所得補償制度のご案内パンフレットの配付
- シ J P A L S 簡単マニュアルの配付
- ス N P O 法人「医療教育研究所」E ラーニングチラシの配付
- セ 薬局等における対面販売強化のための行動に係るポスターの配付
- ソ 犯罪情報発信活動チラシの配付
- タ がん検診啓発ポスター・チラシの配付
- チ 個人輸入・指定薬物等適正化対策事業（あやしいヤクヅツ連絡ネット）に係るポスター及びリーフレットの配付
- ツ 臓器提供意思表示カード付リーフレット、設置箱、ポスター、グリーンリボンピンバッジの配付
- テ ジェネリック医薬品を使ってみませんか！リーフレットの配布
- ト ジェネリック医薬品希望シールの配布
- ナ 自殺対策ポスターの配付

## 報告第5号

### 平成25年度 薬事情報センター事業報告 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

#### 1. 情報提供

(1) 薬事情報提供件数	4,708件
電話による情報提供	652件
FAX送信	4,056件
(2) 中毒119番情報提供件数	1,967件
電話による情報提供	149件
留守番電話	3件
FAX送信	0件
中毒情報検索システムアクセス件数	1,815件
(3) お薬相談電話情報提供件数	1,712件
電話受信件数	1,137件

#### 2. ホームページによる情報提供

- (1) 研修会、お薬相談事例、薬事情報、中毒情報、他
- (2) 広島県薬剤師会備蓄薬品検索システムにおける薬品情報メンテナンス

#### 3. 情報誌の発刊・寄稿

- (1) D.I.News (ヒロシマ) 発刊 4回 (vol. 41 No. 2-4, vol. 42 No. 1)
- (2) 広島県薬剤師会誌への寄稿 6回 (No. 245-250)
  - 薬事情報センターだより／お薬相談電話／保険ニュース／その他
- (3) (公財) ひろしまこども夢財団「イクちゃん子育てガイド」への寄稿
  - 誤飲対処一覧／お薬Q&A

#### 4. 研修

- (1) 平成25年度日本薬剤師会薬事情報センター実務担当者等研修会への出席 (東京 26.1.31)

#### 5. 講習会の開催および講師派遣

- (1) 定例研修会の開催 11回 (1,045名)
- (2) 三原薬剤師会薬局実務実習生への講義に講師派遣 (三原 25.6.21、25.10.28)

#### 6. 会員の講演会活動支援事業

- (1) 資料収集 6件
- (2) 資料作成 3件

#### 7. 薬局実務実習への協力 (施設見学)

(25.6.11-13、25.6.18、25.9.10-12、25.9.17-19、26.1.23-24、26.1.28-29 学生91名、  
指導薬剤師24名)

#### 8. 広島中毒119番のフリーダイヤルサービス

対象：県内 (一般電話・携帯電話・PHSよりの受付のみ) 86件

#### 9. 関係団体への協力

- (1) 日本薬剤師会
  - Bunsaku文献データベースへのデータ入力
  - 日本薬剤師会から提供された資料・情報の伝達 (定例研修会、ホームページ等)

モバイルDI室（仮称）事業への協力（県内4薬局訪問 25.11.25、25.12.3、25.12.5）

(2) 広島県

広島県医療安全支援センターへの協力

(3) 広島県病院薬剤師会

医薬品情報委員会への委員派遣

寄稿（薬価基準収載医薬品情報）4回（vol.41 No.2-4、vol.42 No.1）

(4)（公財）日本アンチ・ドーピング機構（JADA）

ドーピングホットラインとして協力

## 10. 広報活動

(1) 広島中毒119番

広島県：「農薬危害防止講習会テキスト」「広島県ホームページ（相談窓口）」

広島市：「母子健康手帳」「すくすく」「のびのび」「わくわく」

「わくわく子育てベビーダイヤル」

(公財)ひろしまこども夢財団：「イクちゃん子育てガイド2013年度版」

「広島県の子育てポータル イクちゃんネット」

東広島市保健センター：「母子健康手帳別冊受診券セット」「子育てパンフレットすくすく」

福山市：「あんしん子育て応援ガイド2013」

府中市：「母子健康手帳別冊」

府中町：「母子健康手帳別冊」「府中町ホームページ」

(株)ガリバープロダクツ：「子育てマガジン『FunFANFun』」

(株)トマトコーポレーション：「CHIC」（vol.12-14）

(2) お薬相談電話

広島県：「広島県ホームページ（相談窓口）」「広島県民手帳資料編（広島県統計協会）」

広島市：「広島市ホームページ（よくあるQ&A）」

「保険証更新時に配布するチラシ」

福山市：「あんしん子育て応援ガイド2013」

広島県後期高齢者医療広域連合：ジェネリック医薬品お願いカード

広島県市町国民健康保険・国民健康保険組合：ジェネリック医薬品お願いカード

(株)ガリバープロダクツ：「子育てマガジン『FunFANFun』」

中国新聞社：広告掲載（25.10.17）

(株)トマトコーポレーション：「CHIC」（vol.12-14）

(3) 薬事情報センター

福山市：ポータルサイト「ふくやま子育て@-支援情報」に薬事情報センターホームページをリンク

## 11. 都道府県薬剤師会薬事情報センターとの連携

(1) 薬事情報センター間メーリングリストを活用した情報交換

# 報告第6号

## 平成25年度 広島県薬剤師会収支計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

	予算額	決算額	備考
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
① 会費収入	105,595,000	104,995,000	
(1) 会費収入	103,555,000	102,955,000	内訳 A:45,500×1,574 B:23,000×1,295 B:17,000×52 C:5,000×51 D:6,000×69
(2) 賛助会費収入	2,040,000	2,040,000	51社
② 入会金収入	2,000,000	2,300,000	
(1) 入会金収入	2,000,000	2,300,000	46人
③ 事業収入	6,300,000	3,838,080	
(1) 広告収入	1,000,000	513,130	会誌広告ほか
(2) 基準薬局認定収入	1,000,000	257,800	認定手数料ほか
(3) 講習会費等収入	4,000,000	2,849,150	第34回広島県薬剤師会学術大会参加費ほか
(4) 医薬品機構拠出金収入	300,000	218,000	
④ 補助金等収入	9,728,000	9,505,242	
(1) 県補助金収入	1,728,000	1,728,000	薬事衛生指導員研修会 12.1万円 くすりと健康相談窓口事業 10.7万円 広島県がん検診サポート薬剤師事業 150万円
(2) 日薬助成金収入	8,000,000	7,777,242	
⑤ 受取負担金	390,000	373,000	広島県学校薬剤師会
⑥ 受取寄付金	1,000	0	
⑦ 雑収入	6,650,000	6,457,226	
(1) 受取利息収入	30,000	21,937	
(2) 事務委託収入	5,620,000	5,620,000	中国・四国薬局実習受入調整機関 150万円、広島県薬剤師連盟 400万円、広島県学校薬剤師会 12万円
(3) 雑収入	1,000,000	815,289	
⑧ 他会計からの繰入金収入	351,000,000	351,000,000	
(1) 他会計からの繰入金収入	351,000,000	351,000,000	保険薬局部会ほか繰入
事業活動収入計	481,664,000	478,468,548	
2 事業活動支出			
① 事業費支出			
(1) 給与支出	45,000,000	44,660,336	配賦割合 (事業費9 : 管理費1)
(2) 福利厚生費支出	9,540,000	6,744,269	配賦割合 (事業費9 : 管理費1)
(3) 会議費支出	4,100,000	2,933,458	
a 支部長会費支出	1,300,000	848,665	
b 委員会等会議費支出	2,200,000	1,565,205	
c 日薬代議員関係費支出	600,000	519,588	
(4) 渉外費支出	1,500,000	1,389,706	
(5) 負担金支出	710,000	685,000	日薬学校薬剤師部会、薬事衛生大会ほか
(6) 総務部関係費支出	5,341,000	4,936,095	
a 広報対策費支出	3,000,000	2,857,575	新聞広告ほか
b 会員拡大費支出	1,000,000	625,699	管理記録簿ほか
c 会員名簿作成費支出	1,000	0	
d 職種部会助成金支出	340,000	340,000	

	予算額	決算額	備考
e 薬祖神大祭費支出	500,000	635,353	
f 新年互礼会費支出	500,000	477,468	
(7) 学術部関係費支出	8,020,000	5,358,322	
a 県薬学会費支出	1,800,000	1,382,074	第34回
b 日葉学術大会負担金支出	720,000	495,000	第46回（於大阪市）55名
c 講習会・研修会費支出	1,500,000	1,066,002	高度管理医療継続研修会ほか
d 薬局実習受入事業費支出	4,000,000	2,415,246	中国・四国薬局実習指導薬剤師WSほか 認定実務実習指導薬剤師WSほか
(8) 業務部関係費支出	25,551,000	21,659,693	
a 地域保健・福祉施策関係費支出	5,000,000	4,439,139	地対協関係費、県民公開講座ほか
b くすりと健康週間事業費支出	1,500,000	1,247,099	くすりと健康の相談窓口設置 薬草に親しむ会
c 薬事衛生指導員研修・活動費支出	500,000	419,016	
d 県薬会誌費支出	9,000,000	6,899,917	
e 認定基準薬局関係費支出	1,000,000	303,266	
f 検査センター関係費支出	4,550,000	4,550,000	
g 薬事情報センター事業費支出	2,500,000	2,301,256	
h 会館運営事業関係費支出	1,000	0	
i 広島県がん検診サポート薬剤師事業費支出	1,500,000	1,500,000	
(9) 医薬品機構拠出金支出	300,000	218,000	
(10) 支部運営費補助金支出	5,177,750	5,147,750	
(11) 支払寄付金	1,000	0	
(12) 顧問料等支出	2,250,000	1,720,514	弁護士、税理士、司法書士
a 顧問料	2,000,000	1,680,000	
b 諸謝金	250,000	40,514	
(13) 一般事務費支出	17,440,000	13,201,408	配賦割合（事業費9：管理費1）
a 旅費交通費支出	2,700,000	2,161,468	
b 通信運搬費支出	2,250,000	1,788,845	
c 消耗品費支出	900,000	762,495	
d 印刷製本費支出	2,070,000	1,192,500	
e 図書新聞費支出	270,000	225,045	
f 交際費支出	900,000	591,030	
g 貸借料支出	5,400,000	4,004,647	
h 保険料支出	150,000	115,818	配賦割合（事業費6：管理費4）
i 租税公課支出	2,800,000	2,359,560	配賦割合（事業費6：管理費4）
(14) 雜支出	500,000	145,251	
(15) 他会計への繰入金支出	1,000,000	1,000,000	保険薬局部会
事業費支出計	126,430,750	109,799,802	
② 管理費支出			
(1) 報酬給与支出	5,002,000	4,962,259	
a 役員報酬支出	1,000	0	
b 給料手当支出	5,000,000	4,962,259	配賦割合（事業費9：管理費1）
c 退職給付支出	1,000	0	
(2) 福利厚生費支出	1,060,000	840,694	配賦割合（事業費9：管理費1）
(3) 会議費支出	5,000,000	5,066,080	
a 総会・代議員会費支出	2,500,000	3,287,885	

	予算額	決算額	備考
b 役員会費支出	2,500,000	1,778,195	
(4) 日薬会費支出	37,994,000	37,754,000	
(5) 一般事務費支出	9,692,981	8,925,014	配賦割合（事業費9：管理費1）
a 旅費交通費支出	300,000	240,164	
b 通信運搬費支出	250,000	198,760	
c 消耗品費支出	100,000	84,721	
d 印刷製本費支出	230,000	134,599	
e 図書新聞費支出	30,000	22,907	
f 交際費支出	100,000	65,670	
g 貸借料支出	600,000	444,960	
h 保険料支出	100,000	77,212	配賦割合（事業費6：管理費4）
i 租税公課支出	6,354,678	6,027,718	配賦割合（事業費6：管理費4）
j 支払利息支出	1,497,332	1,497,332	
k 支払手数料支出	130,971	130,971	
(6) 雑支出	101,290	11,651	
管理費支出計	58,850,271	57,559,698	
事業活動支出計	185,281,021	167,359,500	
事業活動収支差額	296,382,979	311,109,048	
II 投資活動収支の部			
1 投資活動収入			
① 特定預金取崩収入	89,313,179	89,311,179	
(1) 退職給与引当金取崩収入	1,000	0	
(2) 財政調整積立預金取崩収入	20,001,000	20,000,000	
(3) 会館施設設備整備積立預金取崩収入	69,311,179	69,311,179	
投資活動収入計	89,313,179	89,311,179	
2 投資活動支出			
① 特定預金支出	393,617,903	393,617,903	
(1) 土地購入支出	379,117,903	379,117,903	
(2) 退職給与引当預金支出	3,500,000	3,500,000	
(3) 財政調整積立預金支出	1,000,000	1,000,000	
(4) 会館施設設備整備積立預金支出	10,000,000	10,000,000	
投資活動支出計	393,617,903	393,617,903	
投資活動収支差額	△ 304,304,724	△ 304,306,724	
III 財務活動収支の部			
1 財務活動収入			
借入金収入	384,311,179	384,311,179	
短期借入金収入	384,311,179	384,311,179	
財務活動収入計	384,311,179	384,311,179	
2 財務活動支出			
借入金返済支出	384,311,179	384,311,179	
短期借入金返済支出	384,311,179	384,311,179	
財務活動支出計	384,311,179	384,311,179	
財務活動収支差額	0	0	
IV 予備費支出	2,078,255	0	

	予算額	決算額	備 考
当期収入合計 (ア)	955, 288, 358	952, 090, 906	
前期繰越収支差額	10, 000, 000	26, 374, 454	
収入の部合計 (イ)	965, 288, 358	978, 465, 360	
当期支出合計 (ウ)	965, 288, 358	945, 288, 582	
当期収支差額 (アーヴ)	△ 10, 000, 000	6, 802, 324	
次期繰越収支差額 (イーヴ)	0	33, 176, 778	

## 貸 借 対 照 表

平成26年3月31日現在

(単位:円)

科目	25年度	24年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
小口現金	50,000	50,000	0
普通預金	33,235,305	28,314,642	4,920,663
未収金	1,848,000	2,007,077	-159,077
流動資産合計	35,133,305	30,371,719	4,761,586
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	464,117,903	85,000,000	379,117,903
基本金	1,521,403	1,521,403	0
基本財産合計	465,639,306	86,521,403	379,117,903
(2) 特定資産			
退職給与積立預金	41,311,584	37,811,584	3,500,000
財政調整積立金	18,500,000	37,500,000	-19,000,000
会館施設設備整備積立預金	12,528,535	71,839,714	-59,311,179
特定資産合計	72,340,119	147,151,298	-74,811,179
(3) その他固定資産			
建物	268,642,476	268,642,476	0
建物減価償却累計額	-215,885,065	-213,368,744	-2,516,321
構築物	4,785,538	4,785,538	0
構築物減価償却累計額	-4,313,136	-4,251,538	-61,598
車輌運搬具	1,069,208	1,069,208	0
車輌運搬具減価償却累計額	-1,058,515	-1,047,823	-10,692
什器備品	35,720,000	36,213,477	-493,477
什器備品減価償却累計額	-34,893,391	-35,059,071	165,680
その他の固定資産合計	54,067,115	56,983,523	-2,916,408
固定資産合計	592,046,540	290,656,224	301,390,316
資産合計	627,179,845	321,027,943	306,151,902
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	1,288,115	2,667,209	-1,379,094
前受金	2,000	0	2,000
預り金	666,412	1,330,056	-663,644
流動負債合計	1,956,527	3,997,265	-2,040,738
2. 固定負債			
退職給付引当金	41,311,584	37,811,584	3,500,000
固定負債合計	41,311,584	37,811,584	3,500,000
負債合計	43,268,111	41,808,849	1,459,262
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産	0	0	
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(465,639,306)	(86,521,403)	(379,117,903)
(うち特定資産への充当額)	(72,340,119)	(147,151,298)	(-74,811,179)
一般正味財産	583,911,734	279,219,094	304,692,640
正味財産合計	583,911,734	279,219,094	304,692,640
負債及び正味財産合計	627,179,845	321,027,943	306,151,902

## 正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：円)

科目	25年度	24年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	104,995,000	108,916,500	-3,921,500
会費収入	102,955,000	106,836,500	-3,881,500
賛助会費収入	2,040,000	2,080,000	-40,000
受取入会金	2,300,000	1,900,000	400,000
入会金収入	2,300,000	1,900,000	400,000
事業収益	3,838,080	4,332,320	-494,240
広告収入	513,130	554,020	-40,890
基準薬局認定収入	257,800	368,300	-110,500
講習会費等収入	2,849,150	3,190,000	-340,850
医療品機構拠出金収入	218,000	220,000	-2,000
受取補助金等	9,505,242	3,451,354	6,053,888
県補助金収入	1,728,000	3,251,517	-1,523,517
日薬助成金収入	7,777,242	199,837	7,577,405
受取負担金	373,000	0	
受取負担金	373,000	0	
受取寄付金	0	0	
受取寄付金	0	0	
雑収益	6,457,226	6,505,292	-48,066
受取利息収入	21,937	30,518	-8,581
事務委託収入	5,620,000	5,620,000	0
雑収入	815,289	854,774	-39,485
他会計からの繰入額	351,000,000	65,500,000	285,500,000
他会計からの繰入金収入	351,000,000	65,500,000	285,500,000
経常収益計	478,468,548	190,605,466	287,863,082
(2) 経常費用			
事業費			
給与手当支出	109,799,802	112,402,041	-2,602,239
福利厚生費支出	44,660,336	41,003,061	3,657,275
会議費	6,744,269	6,663,945	80,324
支部長会費支出	2,933,458	3,746,465	-813,007
委員会等会議費支出	848,665	804,515	44,150
日薬代議員関係費支出	1,565,205	2,217,034	-651,829
渉外費支出	519,588	724,916	-205,328
負担金支出	1,389,706	1,643,426	-253,720
総務部関係費支出	685,000	512,000	173,000
広報対策費支出	4,936,095	6,552,123	-1,616,028
会員拡大費支出	2,857,575	2,972,445	-114,870
会員名簿作成費支出	625,699	568,530	57,169
職種部会助成金支出	0	1,377,245	-1,377,245
薬祖神大祭費支出	340,000	340,000	0
新年互礼会費支出	635,353	828,138	-192,785
学術部関係費支出	477,468	465,765	11,703
県薬学会費支出	5,358,322	6,090,617	-732,295
日薬学会費支出	1,382,074	1,466,232	-84,158
講習会・研修会費支出	495,000	432,000	63,000
薬局実習受入事業費支出	1,066,002	1,305,765	-239,763
業務部関係費支出	2,415,246	2,886,620	-471,374
地域保健・福祉施策関係費支出	21,659,693	23,345,844	-1,686,151
くすりと健康週間事業費支出	4,439,139	3,890,295	548,844
薬事衛生指導員研修・活動費支出	1,247,099	1,395,535	-148,436
県薬会誌費支出	419,016	559,246	-140,230
認定基準薬局関係費支出	6,899,917	7,232,302	-332,385
	303,266	501,719	-198,453

(単位：円)

科目	25年度	24年度	増 減
検査センター関係費支出	4,550,000	4,550,000	0
薬事情報センター事業費支出	2,301,256	2,193,230	108,026
医療関連産業クラスター形成事業に係る 薬事規制上の課題調査業務費支出	0	1,101,807	0
広島県がん検診サポート薬剤師事業費支出	1,500,000	1,921,710	-421,710
医療品機構拠出金支出	218,000	220,000	-2,000
支部運営費補助助成金支出	5,147,750	5,336,745	-188,995
顧問料等支出	1,720,514	2,893,178	-1,172,664
顧問料	1,680,000	2,840,880	-1,160,880
諸謝金	40,514	52,298	-11,784
一般事務費支出	13,201,408	13,302,270	-100,862
旅費交通費支出	2,161,468	2,136,620	24,848
通信運搬費支出	1,788,845	1,334,599	454,246
消耗品費支出	762,495	963,877	-201,382
印刷製本費支出	1,192,500	1,532,488	-339,988
図書新聞費支出	225,045	159,314	65,731
交際費支出	591,030	340,760	250,270
賃貸料支出	4,004,647	3,910,602	94,045
保険料支出	115,818	128,190	-12,372
租税公課支出	2,359,560	2,795,820	-436,260
雑支出	145,251	92,367	52,884
他会計への繰入金支出	1,000,000	1,000,000	0
管理費	63,976,106	58,780,472	5,195,634
報酬給与支出	8,462,259	13,050,766	-4,588,507
役員報酬支出	0	0	0
給料手当支出	4,962,259	10,250,766	-5,288,507
退職給付費用	3,500,000	2,800,000	700,000
福利厚生費支出	840,694	1,569,171	-728,477
会議費支出	5,066,080	4,954,157	111,923
総会・代議員会費支出	3,287,885	1,993,449	1,294,436
役員会費支出	1,778,195	2,960,708	-1,182,513
日薬会費支出	37,754,000	30,564,000	7,190,000
一般事務費支出	8,925,014	4,523,150	4,401,864
旅費交通費支出	240,164	534,155	-293,991
通信運搬費支出	198,760	324,446	-125,686
消耗品費支出	84,721	240,969	-156,248
印刷製本費支出	134,599	383,122	-248,523
図書新聞費費支出	22,907	39,828	-16,921
交際費支出	65,670	85,190	-19,520
賃借料支出	444,960	966,100	-521,140
保険料支出	77,212	85,460	-8,248
租税公課支出	6,027,718	1,863,880	4,163,838
支払利息支出	1,497,332	0	1,497,332
支払手数料支出	130,971	0	130,971
雑支出	11,651	20,807	-9,156
減価償却費	2,916,408	4,098,421	-1,182,013
経常費用計	173,775,908	171,182,513	2,593,395
当期経常増減額	304,692,640	19,422,953	285,269,687
2. 経常外増減の部	0	0	0
当期一般正味財産増減額	304,692,640	19,422,953	285,269,687
一般正味財産期首残高	279,219,094	259,796,141	19,422,953
一般正味財産期末残高	583,911,734	279,219,094	304,692,640
II 指定正味財産増減の部	0	0	0
III 正味財産期末残高	583,911,734	279,219,094	304,692,640

## 財産目録

平成26年3月31日現在

(単位:円)

科	目	金額
I 資産の部		
1. 流動資産		
(1) 現金預金		
現金	現金手許有高	50,000
普通預金	広島銀行三川町支店	20,771,939
	もみじ銀行昭和町支店	11,270,659
	ゆうちょ銀行広島富士見郵便局	985,550
	中国銀行広島支店	139,157
	三菱東京UFJ銀行広島中央支店	68,000
	現金預金合計	33,285,305
(2) その他流動資産		
未収金		1,848,000
	その他流動資産合計	1,848,000
	流動資産合計	35,133,305
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
土地	広島市中区富士見町	85,000,000
〃	広島市東区二葉の里	379,117,903
基本金	もみじ銀行昭和町支店	846,762
〃	広島銀行三川町支店	674,641
	基本財産合計	465,639,306
(2) 特定資産		
職員退職手当積立金	もみじ銀行昭和町支店	27,562,757
〃	広島銀行三川町支店	13,748,827
財政調整積立金	三菱東京UFJ銀行広島中央支店	10,000,000
〃	広島銀行三川町支店	8,500,000
会館施設設備整備積立金	中国銀行広島支店	12,528,535
	特定資産合計	72,340,119
(3) その他固定資産		
建物		268,642,476
建物減価償却累計額		-215,885,065
構築物		4,785,538
構築物減価償却累計額		-4,313,136
車輌運搬具		1,069,208
車輌運搬具減価償却累計額		-1,058,515
什器備品		35,720,000
什器備品減価償却累計額		-34,893,391
その他の固定資産合計		54,067,115
	固定資産合計	592,046,540
	資産合計	627,179,845
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		1,288,115
前受金		2,000
預り金		666,412
流動負債合計		1,956,527
2. 固定負債		
退職給付引当金		41,311,584
固定負債合計		41,311,584
負債合計		43,268,111
正味財産		583,911,734

## 報告第7号

### 平成25年度 保険薬局部会事業報告

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

#### 1. 総務

- (1) 日本薬剤師会医薬分業対策担当者全国会議への出席 (東京25.7.7)
- (2) 日本薬剤師会医薬分業対策委員会調査検討ワーキンググループ (東京25.5.10)
- (3) 日本薬剤師会医薬分業対策委員会への出席 (東京25.5.29 25.7.24 26.1.29 26.3.20)
- (4) 日本薬剤師会医療安全対策全国会議への出席 (東京25.10.11)
- (5) 日本薬剤師会薬剤師が身につけておきたいフィジカルアセスメント研修に関する検討会(試行的研修会) (東京26.1.16)
- (6) 日本薬剤師会医薬分業対策委員会ワーキンググループ (東京26.3.6)
- (7) 日本薬剤師会平成26年度調剤報酬改定等説明会 (東京26.3.6)
- (8) 日本薬剤師会平成25年度医薬分業指導者協議会 (東京26.3.20)
- (9) 日本薬剤師会平成25年度地域・在宅医療等担当者全国会議 (東京26.3.26)
- (10) 社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会への出席 (25.4.18 25.5.10 25.6.6 25.7.12 25.8.9 25.9.13 25.10.10 25.11.8 25.12.13 26.1.10 26.2.7 26.3.14)
- (11) 大阪e-お薬手帳事業に関する説明会への出席 (大阪26.1.16)
- (12) 保険薬局部会担当理事打合会の開催 (25.8.20)
- (13) 保険薬局部会支部担当者会議の開催 (25.9.12)
- (14) 平成25年度広島県四師会社会保険担当理事連絡協議会への出席 (25.10.9)
- (15) 業務分担2担当理事及び保険薬局部会担当理事打合会の開催 (25.12.18)
- (16) 「ひろしま医療情報ネットワーク」(HMネット) 打合会の開催 (25.5.16 25.7.17 25.9.11 25.10.22 25.11.14 25.12.18)
- (17) 「ひろしま医療情報ネットワーク」(HMネット) 説明会の開催 (25.11.5)
- (18) 広島県薬剤師会介護保険研修会の開催 (25.7.21 25.9.29)
- (19) 平成25年度抗H1N1V薬服薬指導研修会の開催 (25.7.28)
- (20) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種登録説明会の開催 (広島26.1.26 福山26.2.16)
- (21) 平成26年度調剤報酬改定等説明会 (広島26.3.22 福山26.3.23)
- (22) 平成25年度在宅医療推進医等リーダー育成研修Ⅰへの協力 (広島25.9.16 福山25.12.23)
- (23) 平成25年度緩和ケア薬剤師研修への協力 (広島 25.10.10 25.10.11)
- (24) 平成25年度在宅ケアチーム研修への協力 (広島 25.11.17 福山 25.12.89)
- (25) 全国健康保険協会広島支部「健康保険委員研修会」への協力  
(廿日市25.11.6 福山25.11.19 府中25.11.19 呉25.11.20 広島25.11.21 25.11.22 東広島25.11.26 三原25.11.26 三次25.11.27 庄原25.11.28)

- (26) 呉支部平成26年調剤報酬改定説明会への協力 (呉26.3.29)
- (27) 平成25年度在宅医療推進拠点整備事業報告会への協力 (広島26.3.29)
- (28) 保険薬局ニュース (会誌各号) と保険薬局ニュース速報の発行 (FAX7回)
- (29) 薬学生実務実習事業への協力
- (30) 調剤報酬に関する質疑、応答
- (31) 平成25年度社会保険医療担当者 (薬局) 指導打合会の開催 (中国四国厚生局・広島県・本会 25.4.18)
- (32) 厚生労働省並びに中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の特定共同指導に立会 (25.5.31)
- (33) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導に立会
  - (25.7.11 25.8.8 25.8.28 25.9.5 25.9.12 25.9.19 25.9.26 25.10.3 25.10.17 25.10.24 25.11.7 25.11.14 25.11.21 25.12.5 25.12.12 25.12.19 26.1.16 26.1.23 26.1.28 26.2.6)
- (34) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導に立会
  - (25.6.26 25.7.4 25.7.24 25.9.4 25.9.11 25.9.18 25.10.2 25.10.16 25.10.23 25.10.30 25.11.13 25.11.27 25.12.4 25.12.18 26.1.15 26.1.22 26.1.30 26.2.5)
- (35) 中国四国厚生局及び広島県による集団指導に立会 (25.8.18)
- (36) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の集団的個別指導に立会
  - (25.7.28 25.12.19)
- (37) 中国四国厚生局及び広島県による集団指導に立会 (広島26.3.22 福山26.3.23)

## 2. 保険薬局指定申請時及び認定基準薬局更新時研修会の実施

- (1) 認定基準薬局新規申請及び更新薬局、新規保険薬局指定申請薬局との共同研修会
  - (広島25.6.23 福山25.10.27 広島26.2.2)

## 3. 院外処方せん応需体制の整備・かかりつけ薬局機能の強化

- (1) 広域病院の院外処方せんに関する協議と資料の提供
- (2) 医薬品の適正使用の推進
- (3) 休日・夜間診療、小児救急等に係る助成
- (4) 応需薬局地図の作成

## 4. 基幹薬局及び地区センター薬局の整備、並びに設置の推進

- (1) 医薬分業支援組織整備
- (2) 備蓄検索システムの整備

## 5. 県民へのかかりつけ薬局理解のための広報

- (1) 「おくすり手帳をお持ちください」啓発ポスターの配布
- (2) 県民への医薬分業啓発
- (3) 「くすりと健康相談窓口」等に於いての医薬分業P R支援

## 6. 研修

- (1) Drug Information Newsの配布
- (2) 「保険薬局業務指針」等関係書籍の整備、斡旋

## 7. 在宅医療への参画推進

- (1) 在宅介護相談事業の支援
- (2) 在宅医療への参画推進

## 8. 医薬品安全性情報収集活動に協力

## 9. 調剤報酬審査支払機関への対応

## 10. 保険指導薬剤師への対応

## 11. 各種印刷出版物等

### 薬の基礎知識

薬との上手なつきあい方－高齢者とくすり－

薬の正しい使い方

調剤事故発生時の対応マニュアル

調剤事故発生時の再確認

お薬手帳

「お薬手帳をお持ちください」ポスター

保険薬局 ジェネリック医薬品調剤対応看板

保険薬局 ジェネリック医薬品調剤対応シール

訪問薬剤管理指導業務 P R リーフレット

「持とう！お薬手帳」P R チラシ

平成25年度「薬と健康の週間」における全国統一事業～医薬分業対策に係る会員一斉行動～  
の実施に係るアンケートハガキ・封筒

お薬手帳啓発シール

調剤トラブル等への対応とその法的知識

# 報告第8号

## 平成25年度 保険薬局部会収支計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
<b>I 事業活動収支の部</b>			
1 事業活動収入			
① 会費収入	87,000,000	90,198,510	
② 貸付金戻入収入	1,000	0	
③ 雑収入	11,000	14,910	
(1) 受取利息収入	1,000	14,910	
(2) 雑収入	10,000	0	
④ 他会計からの繰入金収入	1,000,000	1,000,000	
事業活動収入計	88,012,000	91,213,420	
2 事業活動支出			
① 事業費支出			
(1) 会議費支出	2,000,000	685,765	
(2) 旅費交通費支出	1,500,000	724,627	
(3) 通信運搬費支出	1,500,000	587,369	
(4) 消耗品費支出	200,000	2,004	
(5) 印刷製本費支出	2,500,000	446,985	
(6) 組織整備費支出	13,000,000	8,940,000	
(7) 研修費支出	8,000,000	3,068,206	
(8) 渉外広報費支出	5,000,000	1,345,235	
(9) 他会計への繰入金支出	351,000,000	351,000,000	一般会計への繰出
(10) 貸付金等支出	2,000	0	
a 貸付金支出	1,000	0	
b 貸付金戻入支出	1,000	0	
(11) 雑支出	100,000	7,818	
事業費支出計	384,802,000	366,808,009	
事業活動支出計	384,802,000	366,808,009	
事業活動収支差額	△ 296,790,000	△ 275,594,589	
<b>II 投資活動収支の部</b>			
1 投資活動収入			
① 特定預金取崩収入	295,002,000	295,000,000	
(1) 医薬分業施設設備積立預金取崩収入	205,001,000	205,000,000	
(2) 財政準備積立預金取崩収入	90,001,000	90,000,000	
投資活動収入計	295,002,000	295,000,000	
2 投資活動支出			
① 特定預金支出	17,001,000	17,000,000	
(1) 医薬分業施設設備整備積立預金支出	1,000	0	
(2) 財政準備積立預金支出	17,000,000	17,000,000	
投資活動支出計	17,001,000	17,000,000	
投資活動収支差額	278,001,000	278,000,000	
<b>III 財務活動収支の部</b>			
1 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	
2 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	
財務活動収支差額	0	0	
<b>IV 予備費支出</b>	1,211,000	0	
当期収入合計 (ア)	383,014,000	386,213,420	
前期繰越収支差額	20,000,000	31,762,235	
収入の部合計 (イ)	403,014,000	417,975,655	
当期支出合計 (ウ)	403,014,000	383,808,009	
当期収支差額 (ア-ウ)	△ 20,000,000	2,405,411	
次期繰越収支差額 (イ-ウ)	0	34,167,646	

## 貸 借 対 照 表

平成26年3月31日現在

(単位：円)

科目	25年度	24年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	35,007,646	31,762,235	3,245,411
立替金	0	0	0
流動資産合計	35,007,646	31,762,235	3,245,411
2. 固定資産			
(1)特定資産			
医薬分業施設設備積立預金	15,421,894	220,421,894	-205,000,000
財政準備積立預金	26,000,000	99,000,000	-73,000,000
特定資産合計	41,421,894	319,421,894	-278,000,000
(2)その他固定資産			
固定資産合計	41,421,894	319,421,894	-278,000,000
資産合計	76,429,540	351,184,129	-274,754,589
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	840,000	0	840,000
流動負債合計	840,000	0	840,000
2. 固定負債			
固定負債合計	840,000	0	840,000
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(285,421,894)	(268,421,894)	(17,000,000)
一般正味財産	75,589,540	351,184,129	-275,594,589
正味財産合計	75,589,540	351,184,129	-275,594,589
負債及び正味財産合計	76,429,540	351,184,129	-274,754,589

## 正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:円)

科目	25年度	24年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	90,198,510	87,774,870	2,423,640
会費収入	90,198,510	87,774,870	2,423,640
雑収益	14,910	14,093	817
雑収入	0	0	0
他会計からの繰入額	1,000,000	1,000,000	0
他会計からの繰入金収入	1,000,000	1,000,000	0
受取利息収入	14,910	14,093	817
経常収益計	91,213,420	88,788,963	2,424,457
(2) 経常費用			
事業費	15,808,009	17,314,819	-1,506,810
会議費	685,765	452,540	233,225
会議費支出	685,765	452,540	233,225
一般事務費支出	15,114,426	16,839,819	-1,725,393
印刷製本費支出	446,985	123,900	323,085
旅費交通費支出	724,627	733,417	-8,790
通信運搬費支出	587,369	630,093	-42,724
消耗品費支出	2,004	1,803	201
組織整備支出	8,940,000	11,321,241	-2,381,241
研修費支出	3,068,206	953,139	2,115,067
渉外広報費支出	1,345,235	3,076,226	-1,730,991
雑支出	7,818	22,460	-14,642
他会計への繰出額	351,000,000	56,000,000	295,000,000
他会計への繰入金支出	351,000,000	56,000,000	295,000,000
経常費用計	366,808,009	73,314,819	293,493,190
当期経常増減額	-275,594,589	15,474,144	-291,068,733
2. 経常外増減の部	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-275,594,589	15,474,144	-291,068,733
一般正味財産期首残高	351,184,129	335,709,985	15,474,144
一般正味財産期末残高	75,589,540	351,184,129	-275,594,589
II 指定正味財産増減の部	0	0	0
III 正味財産期末残高	75,589,540	351,184,129	-275,594,589

## 財産目録

平成26年3月31日現在

(単位:円)

科	目	金額
I 資産の部		
1. 流動資産		
(1) 現金預金		
普通預金	広島銀行三川町支店	29,881,679
ゆうちょ銀行広島富士見郵便局		5,125,967
現金預金合計		35,007,646
流動資産合計		35,007,646
2. 固定資産		
(1) 特定資産		
医薬分業施設設備整備積立金		
広島銀行三川町支店		261,554
広島銀行三川町支店		0
広島信用金庫本店		5,091,452
広島信用金庫本店		0
三井住友信託銀行広島中央支店		68,888
三井住友信託銀行広島中央支店		10,000,000
もみじ銀行昭和町支店		0
医薬分業施設設備整備積立金預金合計		15,421,894
財政準備積立金		
もみじ銀行昭和町支店		26,000,000
財政準備積立金預金合計		26,000,000
特定資産合計		41,421,894
固定資産合計		41,421,894
資産合計		76,429,540
II 負債の部		
1. 流動負債		
預り金		0
流動負債合計		0
2. 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		0
正味財産		76,429,540

## 報告第9号

### 平成25年度 会館運営事業報告 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

広島県薬剤師会会館及び関連施設の運営管理を行った。

平成25年 9月12日 第30回広島県薬事衛生大会実行委員会

平成25年11月28日 第30回広島県薬事衛生大会（エソール広島）  
薬祖神大祭（広島県薬剤師会館）

広島県知事表彰者6名

平成26年 1月 9日 平成26年薬事関係者新年互礼会

会館使用件数（他団体） 158件

図書、印刷物等の斡旋販売

## 報告第10号

### 平成25年度 会館運営事業特別会計収支計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:円)

	予算額	決算額	備考
<b>I 事業活動収支の部</b>			
1 事業活動収入			
① 分担金収入	7,128,000	7,128,084	家賃(4団体)
② 使用料収入	1,200,000	1,695,345	会館使用件数(他団体)158件
③ 手数料収入	20,000	21,297	自動販売機
④ 売上収入	18,000,000	6,753,641	配布物
⑤ 用紙販売収入	3,500,000	1,951,488	用紙部
⑥ 受取利息収入	1,000	577	
⑦ 雑収入	400,000	183,485	
⑧ 他会計からの繰入金収入	1,000	0	
事業活動収入計	30,250,000	17,733,917	
2 事業活動支出			
① 事業費支出			
(1) 仕入	17,500,000	6,459,556	配布物
(2) 通信運搬費支出	250,000	113,367	
(3) 消耗品費支出	290,000	785,019	
(4) 修繕費支出	5,000,000	379,004	消防設備、車検修理代
(5) 印刷製本費支出	2,900,000	750,305	用紙部
(6) 光熱水料費支出	3,700,000	3,888,454	電気、水道、ガス代
(7) 貸借料費支出	500,000	452,940	マット、トイレ洗浄器外
(8) 委託料支出	3,500,000	3,324,193	清掃業務、エレベータ設備保守外
(9) 雑支出	49,000	40,365	
(10) 他会計への繰入金支出	1,000	0	
事業費支出計	33,690,000	16,193,203	
事業活動支出計	33,690,000	16,193,203	
事業活動収支差額	-3,440,000	1,540,714	
<b>II 投資活動収支の部</b>			
1 投資活動収入	0	0	
投資活動収入計	0	0	
2 投資活動支出	0	0	
投資活動支出計	0	0	
投資活動収支差額	0	0	
<b>III 財務活動収支の部</b>			
1 財務活動収入	0	0	
財務活動収入計	0	0	
2 財務活動支出	0	0	
財務活動支出計	0	0	
財務活動収支差額	0	0	
<b>IV 予備費支出</b>	1,060,000	0	
当期収入合計 (ア)	30,250,000	17,733,917	
前期繰越収支差額	4,500,000	8,958,929	
収入の部合計 (イ)	34,750,000	26,692,846	
当期支出合計 (ウ)	34,750,000	16,193,203	
当期収支差額 (ア-ウ)	-4,500,000	1,540,714	
次期繰越収支差額 (イ-ウ)	0	10,499,643	

## 貸 借 対 照 表

平成26年3月31日現在

(単位：円)

科目	25年度	24年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	10,320,444	8,926,521	1,393,923
現金及び預金			
未収金	179,199	32,408	146,791
流動資産合計	10,499,643	8,958,929	1,540,714
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
(2) 特定資産			
(3) その他固定資産			
資産合計	10,499,643	8,958,929	1,540,714
II 負債の部			
1. 流動負債			
仮受金	0	0	0
流動負債合計	0	0	0
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産	10,499,643	8,958,929	1,540,714
正味財産合計	10,499,643	8,958,929	1,540,714
負債及び正味財産合計	10,499,643	8,958,929	1,540,714

## 正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：円)

科目	25年度	24年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	17,549,855	26,322,557	-8,772,702
分担金収入	7,128,084	7,128,084	0
使用料収入	1,695,345	1,487,130	208,215
手数料収入	21,297	21,093	204
売上収入	6,753,641	15,278,946	-8,525,305
用紙販売収入	1,951,488	2,407,304	-455,816
雑収益	184,062	240,273	-56,211
雑収入	76,650	74,140	2,510
受取送料	106,835	164,776	-57,941
受取利息収入	577	1,357	-780
他会計からの繰入額	0	0	0
他会計からの繰入金収入	0	0	0
経常収益計	17,733,917	26,562,830	-8,828,913
(2) 経常費用			
事業費	16,193,203	25,918,771	-9,725,568
仕入	6,459,556	15,913,135	-9,453,579
一般事務費支出	9,693,282	9,981,171	-287,889
通信運搬費支出	113,367	254,670	-141,303
消耗品費支出	785,019	288,534	496,485
修繕費支出	379,004	214,315	164,689
印刷製本費支出	750,305	1,732,258	-981,953
光熱水料費支出	3,888,454	3,723,354	165,100
賃借料費支出	452,940	443,847	9,093
委託料支出	3,324,193	3,324,193	0
雑支出	40,365	24,465	15,900
他会計への繰出額	0	9,500,000	-9,500,000
他会計への繰出金支出	0	9,500,000	-9,500,000
経常費用計	16,193,203	35,418,771	-19,225,568
当期経常増減額	1,540,714	-8,855,941	10,396,655
2. 経常外増減の部			
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	1,540,714	-8,855,941	10,396,655
一般正味財産期末残高	8,958,929	17,814,870	-8,855,941
II 指定正味財産増減の部	10,499,643	8,958,929	1,540,714
III 正味財産期末残高	0	0	0
	10,499,643	8,958,929	1,540,714

## 財産目録

平成26年3月31日現在

(単位：円)

科	目	金額
I 資産の部		
1. 流動資産		
(1) 現金預金		
普通預金	広島銀行三川町支店	2,921,070
〃	〃	2,454,189
〃	〃	4,945,185
現金預金合計		10,320,444
(2) その他流動資産		
未収金		179,199
その他流動資産合計		179,199
流動資産合計		10,499,643
固定資産合計		0
資産合計		10,499,643
II 負債の部		
1. 流動負債		
仮受金		0
流動負債合計		0
2. 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		0
正味財産		10,499,643

## 報告 第 11 号

### 平成25年度 検査センター事業報告 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

#### 1. 水質検査

##### 飲料水

- ・飲食店の営業許可証に係わる水質検査 (理化学試験、細菌試験) 1,020件
- ・学校の水飲み場における水質検査 (理化学試験、細菌試験) 432件
- ・ビルなどの貯水槽清掃後の水質検査 (理化学試験、細菌試験) 45件

##### 公共浴場水

- ・浴槽水の水質検査 (細菌検査) 17件

##### プール水

- ・遊泳用プール水水質検査 (理化学試験、細菌試験) 8件
- ・学校プール水水質検査 (理化学試験、細菌試験) 747件

##### 排水

- ・排水のpH試験等 208件
- ・毒物及び劇物に係る検査業務 1件

#### 2. 衛生検査

飲食物取扱業者、保育園・福祉施設関係者、貯水槽清掃業者、教育実習予定者等の検便検査

##### 腸内細菌検査

- ・赤痢菌・サルモネラ菌 1,089件
- ・腸管出血性大腸菌O-157 628件

##### 寄生虫卵検査

- ・ぎょう虫卵・横川吸虫 5,122件

##### 尿検査 (学童検診)

17,272件

#### 3. 医薬品検査

- ・医薬品の崩壊試験・定量試験 96件
- ・生薬製剤の定量試験 2件
- ・医薬品原料の社内規格試験 6件
- ・医薬品原料の局方試験 5件
- ・医薬品原料の局外規試験 4件
- ・医薬品原料の薬添規試験 6件
- ・無許可無承認医薬品等成分検査 17件

#### 4. 家庭用品検査

- ・衣類等のホルムアルデヒド検査 50件
- ・有機水銀検査 3件

#### 5. 学校教室等の化学物質空気（シックハウス）検査

- ・空気中のホルムアルデヒドおよびトルエンの濃度測定 5校（25教室）

#### 6. 研修活動

- ・第62回日本医学検査学会に出席（香川）  
平成25年5月18、19日
- ・平成25年度日本薬剤師会試験検査センター連絡協議会に出席（静岡）  
平成25年6月13、14日
- ・平成25年度日本薬剤師会試験検査センター技術研修会に出席（東京）  
平成25年12月5、6日
- ・検査センター委員会の開催  
平成26年1月31日

#### 7. 広島県薬剤師会誌への寄稿

- ・検査センターだより等

#### 8. 委託依頼

- ・薬局からの依頼による試薬の調製等

#### 9. 下水道法特定施設設置洗浄施設の清掃維持管理

#### 10. 薬局実務実習への協力（施設見学）

#### 11. その他

- ・日本薬剤師会主催の「雨水中の無機物質調査」への協力（26.3.26）
- ・申請書等の文書作成

## 報告第12号

### 平成25年度 検査センター特別会計収支計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	備 考
<b>I 事業活動収支の部</b>			
<b>1 事業活動収入</b>			
① 事業収入	25,500,000	24,750,355	
(1) 検査収入	22,000,000	21,123,655	
(2) 使用料収入	3,500,000	3,626,700	
② 雑収入	50,000	43,672	
(1) 受取利息収入	1,000	546	
(2) 雑収入	49,000	43,126	
③ 他会計からの繰入金収入	4,550,000	4,550,000	
事業活動収入計	30,100,000	29,344,027	
<b>2 事業活動支出</b>			
① 事業費支出			
(1) 給料手当支出	19,000,000	18,501,971	臨時雇用賃金含む
(2) 福利厚生費支出	2,500,000	2,578,434	
(3) 会議費支出	150,000	52,220	
(4) 旅費交通費支出	500,000	465,570	
(5) 通信運搬費支出	500,000	422,440	
(6) 消耗品費支出	400,000	344,131	
(7) 図書新聞費支出	50,000	12,921	
(8) 検査材料費支出	3,000,000	3,062,192	
(9) 修繕費支出	1,500,000	1,051,494	機器メンテナンス費を含む
(10) 印刷製本費支出	500,000	433,335	検査依頼書、封筒外
(11) 燃料費支出	100,000	151,357	
(12) 賃借料支出	650,000	593,454	
(13) 諸謝金支出	300,000	300,000	
(14) 租税公課支出	10,000	5,050	
(15) 委託費支出	200,000	200,200	
(16) 雑支出	200,000	195,268	保険料支出含む
(17) 備蓄費支出	2,400,000	2,363,760	割賦支払金支出
事業費支出計	31,960,000	30,733,797	
事業活動支出計	31,960,000	30,733,797	
事業活動収支差額	-1,860,000	-1,389,770	
<b>II 投資活動収支の部</b>			
<b>1 投資活動収入</b>			
① 特定預金取崩収入	0	0	
(1) 機器整備積立預金取崩収入	0	0	
投資活動収入計	0	0	
<b>2 投資活動支出</b>			
① 特定預金支出	0	0	
投資活動支出計	0	0	
投資活動収支差額	0	0	
<b>III 財務活動収支の部</b>			
<b>1 財務活動収入</b>			
財務活動収入計	0	0	
<b>2 財務活動支出</b>			
財務活動支出計	0	0	
財務活動収支差額	0	0	
<b>IV 予備費支出</b>			
当期収入合計 (ア)	30,100,000	29,344,027	
前期繰越収支差額	2,700,000	2,534,779	
収入の部合計 (イ)	32,800,000	31,878,806	
当期支出合計 (ウ)	32,800,000	30,733,797	
当期収支差額 (アーウ)	-2,700,000	-1,389,770	
次期繰越収支差額 (イーウ)	0	1,145,009	

## 貸 借 対 照 表

平成26年3月31日現在

(単位:円)

科目	25年度	24年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
小口現金	50,000	50,000	0
普通預金	916,689	2,572,389	-1,655,700
未収金	610,320	520,130	90,190
流動資産合計	1,577,009	3,142,519	-1,565,510
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
機器整備積立預金	0	0	0
特定資産合計	0	0	0
(2) その他固定資産			
什器備品	80,925,413	82,464,133	-1,538,720
什器備品減価償却累計額	-75,236,028	-74,233,440	-1,002,588
その他の固定資産合計	5,689,385	8,230,693	-2,541,308
固定資産合計	5,689,385	8,230,693	-2,541,308
資産合計	7,266,394	11,373,212	-4,106,818
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,757,720	5,139,120	-2,381,400
前受金	432,000	590,100	-158,100
流動負債合計	3,189,720	5,729,220	-2,539,500
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	3,189,720	5,729,220	-2,539,500
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
一般正味財産	4,076,674	5,643,992	-1,567,318
正味財産合計	4,076,674	5,643,992	-1,567,318
負債及び正味財産合計	7,266,394	11,373,212	-4,106,818

## 正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:円)

科目	25年度	24年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	24,750,355	24,316,578	433,777
検査収入	21,123,655	20,543,928	579,727
使用料収入	3,626,700	3,772,650	-145,950
雑収益	43,672	41,169	2,503
受取利息収入	546	709	-163
雑収入	43,126	40,460	2,666
他会計からの繰入額	4,550,000	4,550,000	0
経常収益計	29,344,027	28,907,747	436,280
(2) 経常費用			
事業費	30,911,345	31,716,597	-805,252
給与手当支出	18,501,971	18,508,189	-6,218
福利厚生費支出	2,578,434	2,421,510	156,924
会議費支出	52,220	110,690	-58,470
一般事務費支出	9,583,452	10,481,527	-898,075
旅費交通費支出	465,570	358,634	106,936
通信運搬費支出	422,440	470,865	-48,425
消耗品費支出	344,131	262,367	81,764
図書新聞費支出	12,921	19,509	-6,588
検査材料費支出	3,062,192	2,697,855	364,337
修繕費支出	1,051,494	1,135,155	-83,661
印刷製本費支出	433,335	324,450	108,885
燃料費支出	151,357	120,241	31,116
賃貸料支出	593,454	397,430	196,024
諸謝金支出	300,000	300,000	0
租税公課支出	5,050	4,200	850
委託費支出	200,200	79,135	121,065
雑支出	195,268	194,681	587
設備費支出	0	0	0
減価償却費	2,541,308	4,311,686	-1,770,378
他会計への繰出額	0	0	0
経常費用計	30,911,345	31,716,597	-805,252
当期経常増減額	-1,567,318	-2,808,850	1,241,532
2. 経常外増減の部	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-1,567,318	-2,808,850	1,241,532
一般正味財産期首残高	5,643,992	8,452,842	-2,808,850
一般正味財産期末残高	4,076,674	5,643,992	-1,567,318
II 指定正味財産増減の部	0	0	0
III 正味財産期末残高	4,076,674	5,643,992	-1,567,318

## 財産目録

平成26年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
(1) 現金預金		
現金	現金手許有高	50,000
普通預金	広島銀行三川町支店	916,689
現金預金合計		966,689
(2) その他流動資産		
未収金（検査料・雑収入・使用料収入）		610,320
その他流動資産合計		610,320
流動資産合計		1,577,009
2. 固定資産		
(1) 特定資産		
機器整備積立預金		
広島銀行三川町支店		0
特定資産合計		0
(2) その他固定資産		
什器備品		80,925,413
什器備品減価償却累計額		-75,236,028
（平成25年度分 2,541,308）		
その他の固定資産合計		5,689,385
固定資産合計		5,689,385
資産合計		7,266,394
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		2,757,720
前受金		432,000
流動負債合計		3,189,720
2. 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		3,189,720
正味財産		4,076,674

## 監 査 報 告 書

公益社団法人広島県薬剤師会定款第29条の規定により、平成25年度の会務執行状況及び収支決算について監査を行った結果は、次のとおりです。

1. 平成25年度社団法人広島県薬剤師会、薬事情報センター事業、保険薬局部会、会館運営事業及び検査センター事業の業務運営については、おおむね所期の目的に沿って適正に執行されているものと認定します。
2. 平成25年度社団法人広島県薬剤師会、保険薬局部会、会館運営事業、検査センターの収支決算については、証拠書類及び関係諸帳簿と照合した結果、計数的に正確であり、内容も正当であると認定します。

平成26年4月23日

監 事

水戸基彦

〃

菊一 鶴子

## 報告 第 13 号

### 公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会規程

#### (目的)

第 1 条 この規程は本会において行う代議員、会長候補者及び監事の選挙を適正に管理・運営するために定める。

2 前項の選挙の執行にあたっては、本会の定款、**同定款細則**に定めるものほか、本規程の定めるところによる。

#### (委員定数)

第 2 条 選挙管理委員会は、委員 5 名をもって組織する。

#### (資格及び委嘱)

第 3 条 選挙管理委員会の委員は、定款第 5 条第 1 号に定める正会員（以下「正会員」という。）の中から、総会の決議を経て会長が委嘱する。

2 選挙管理委員会の委員は、定款第 12 条に定める代議員及び定款第 26 条に定める役員を兼ねることはできない。また、委員在任中において定款第 12 条第 4 項に定める代議員選挙の立候補者になることはできない。

3 選挙管理委員会の委員が欠けたときに備え、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員は、**前第 1 項**に準じて委嘱する。

#### (委員会組織)

第 4 条 選挙管理委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 前項の委員長及び副委員長は委員の互選による。

#### (任期)

第 5 条 選挙管理委員会の委員の任期は 2 年とし、委嘱された年の 4 月 1 日を始期とする。補欠の委員の任期は欠けた原因となる委員の残りの任期とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

#### (規程の制定及び改廃)

第 6 条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て決定する。

#### 附 則

1 この規程は、公益社団法人広島県薬剤師会の設立の登記の日から施行する。

2 最初の選挙管理委員は次のとおりとし、その任期は第 5 条の規定にかかわらず、認定後最初の事業年度のものに関する定時総会の終結の時までとする。

山本 和彦 森川 悅子 作田 利一 下田代 幹太 石本 晃一郎

#### 附 則

この規程は、平成 26 年 2 月 27 日に制定し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 24 日に一部改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

## 報告第14号

# 公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この細則は、公益社団法人広島県薬剤師会定款（以下「定款」という。）第12条第3項に定める代議員選挙に関し、必要な事項を定める。

### (選挙区)

第2条 代議員選挙は選挙区ごとに行う。

2 前項の選挙区は、定款第3条に規定する地域・職域薬剤師会ごとに区分して定めるものとし、別表のとおりとする。

### (定数)

第3条 代議員定数は、定款第12条第2項の地域・職域薬剤師会所属の正会員（A）（B）総数40人までを1、それ以上40人まで毎に1を増す。

2 前項に規定する正会員数は、前年の10月31日現在の総正会員数とする。

3 定款第12条第6項の但し書き規定により、代議員が社員総会の決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わず、第1項の代議員の定数に含めないものとする。ただし、当該代議員が代議員として再選されたときは、この限りでない。

### (選挙の管理)

第4条 代議員選挙の事務は、公益社団法人広島県薬剤師会に設置された選挙管理委員会が管理するものとする。

### (選挙管理委員会の業務)

第5条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙人名簿の管理
- (2) 立候補の受付及び資格審査
- (3) 立候補者の公示
- (4) 投票及び開票の管理
- (5) 投票の有効又は無効の判定
- (6) 選挙結果の報告及び選挙録の作成
- (7) その他代議員選挙に必要な事項

## 第3章 選挙の告示及び選挙人名簿

### (選挙の告示)

第6条 会長は、理事会の決議によって、正会員に対し、代議員の選挙及び選挙期日を告示する。

2 前項の告示は、代議員選挙の60日前までに発行する本会のホームページ又は会報により、これを行う。ただし、緊急を要する場合は、理事会の決議によって、別段の方法によることができる。

#### (選挙人及び選挙人名簿)

第7条 代議員選挙の選挙人は、正会員とする。ただし、選挙期日の60日前までに入会の承認を受けた会員でなければならない。

- 2 正会員は等しく代議員を選挙する権利を有するものとし、前項以外の理由により会員に選挙権を与えないことはできない。
- 3 選挙管理委員会は、前2項に基づく選挙人名簿を本会に備え置き、正会員の閲覧に供するものとする。

### 第4章 立候補の届出

#### (被選挙人の資格及び立候補の届出)

第8条 代議員選挙の被選挙人は、次の各号に定める者（以下「立候補者」という。）でなければならない。

- (1) 立候補者は、立候補締切日において正会員として在籍している者とする。
- (2) 立候補者は、選挙期日の30日前までに、所定の立候補届出書及び経歴書各1部をその属する地域・職域薬剤師会に提出しなければならない。
- (3) 地域・職域薬剤師会は、前項の届出書類を受理したときは、選挙期日の25日前までに当該届出書類を選挙管理委員会に送致しなければならない。郵送の場合は、締切日の消印は有効とする。
- 2 選挙管理委員会は、立候補の届出を受けたときは、速やかに前項各号に基づく審査を行い、不備がないと認められた場合は、立候補者及びその属する地域・職域薬剤師会に対して、立候補の受理を通知しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、立候補の届出の締切後、速やかに選挙区毎の候補者一覧表を作成し、正会員に通知しなければならない。

#### (立候補の辞退)

第9条 立候補を届け出た者は、選挙期日の前日までに、所定の立候補辞退届出書1部を選挙管理委員会に提出することにより、立候補を辞退することができる。郵送の場合は、締切日の消印は有効とする。

#### (立候補者等の責務)

第10条 代議員選挙を行うに当っては、立候補者及び正会員は、本会の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。

### 第5章 選挙

#### (選挙の方法)

第11条 代議員選挙は、第7条第3項に定める選挙人名簿に登録されている正会員の無記名投票により行う。

- 2 前項の投票は、郵送された所定の投票用紙による郵便投票とする。
- 3 前項の郵便投票は、正会員に投票用紙が届いたときから代議員選挙の期日までに行い、代議員選挙期日の消印は有効とする。代議員選挙の期日以降の消印は無効とする。

#### (投票の方法)

第12条 正会員は、その属する選挙区の候補者の中から、所定の定数以内の者を郵便投票により選任する。

- 2 選挙管理委員会は、郵便による投票用紙を選挙区毎に整理保管し、管理する。
- 3 選挙管理委員会は、選挙期日までの投票締切日をもって投票の受付を終了する。
- 4 第2項の郵便による投票用紙は、投票締切日が経過するまで開封してはならない。
- 5 選挙区毎の立候補者が第3条第1項に定める定数を超えない場合は無投票当選とし、定数を上回る場合には、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(開票立会人)

第13条 選挙管理委員会は、あらかじめ正会員の中から開票立会人3名以上5名以内を指名し、開票に立ち会わせることができる。ただし、立候補者は開票立会人になることはできない。

(開票管理人)

第14条 選挙管理委員会は、あらかじめ正会員の中から開票管理人3名以上5名以内を指名し、開票事務を行わせることができる。ただし、立候補者及び開票立会人は開票管理人になることはできない。

(無効投票)

第15条 次の投票は無効とする。

(1) 正規の投票用紙を用いないもの、又は所定の記載方法によらないもの

(2) 選挙区毎の定数を超えて記載したもの

2 前項各号以外の事項は、選挙管理委員会の委員長が、選挙管理委員会の委員、開票立会人及び開票管理人の意見を聞いて、有効又は無効を判定する。

(開票)

第16条 開票は、選挙管理委員会の指揮監督の下において、開票立会人が立会い、開票管理人が開票事務を行う。

2 選挙管理委員会は、選挙区毎の投票総数を確認し、有効投票を確定する。

3 無効投票の判定は、前条に基づき選挙管理委員会の委員長が行う。

4 開票管理人は、選挙区毎の開票結果を開票録に記載し、選挙管理委員会の委員長に報告する。

(当選者の決定と報告)

第17条 選挙管理委員会の委員長は、開票録に基づき、第12条第5項の定めにより選挙区毎の当選者を決定し速やかに会長に報告する。

(選挙結果の告示)

第18条 会長は、前条の報告に基づき、選挙結果を地域・職域薬剤師会の代表者及び立候補者に書面をもって通知する。

2 会長は、正会員に対し、前項の選挙結果を本会のホームページ及び会報に掲載して報告する。

(選挙録の作成及び保存)

第19条 選挙管理委員会の委員長は、選挙の経過及び結果を記載した選挙録を作成し、開票録を添えて会長に提出する。会長はこれを5年間保存しなければならない。

(補欠の代議員の選挙)

第20条 定款第12条第7項に定める補欠の代議員を選挙するときの選挙の方法は、代議員選挙の方法に準ずるものとする。

## 第6章 補 則

(細則の制定及び改廃)

第21条 この細則の制定及び改廃は、理事会の決議を経て決定する。

附 則

この細則は、公益社団法人広島県薬剤師会の設立の登記の日から施行する。

## 附 則

この細則は、平成 26 年 2 月 27 日に制定し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この細則は、平成 26 年 3 月 13 日に一部改正（別段）し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

### （別段）

最初の代議員選挙においては、第 6 条第 2 項の「60 日」を「45 日」に、第 8 条（2）の「30 日」を「25 日」に、同（3）の「25 日」を「20 日」にする。

別表（第 2 条第 2 項関係）

代議員選挙区

地 域	職 域
広島市薬剤師会	広島県行政薬剤師会
安佐薬剤師会	
安芸薬剤師会	
広島佐伯薬剤師会	
大竹市薬剤師会	
廿日市市薬剤師会	
東広島薬剤師会	
呉市薬剤師会	
竹原薬剤師会	
福山市薬剤師会	
三原薬剤師会	
尾道薬剤師会	
因島薬剤師会	
三次薬剤師会	

# 議案第1号

## 公益社団法人広島県薬剤師会総会運営規則（案）

### 第1章 総 則

#### （目的）

第1条 この規則は、公益社団法人広島県薬剤師会定款（以下「定款」という。）第25条の規定に基づき、総会の運営に関し必要な事項を定める。

#### （参集）

第2条 代議員は、総会の日の開会定刻前に議場に到着し、議長にその旨を通告しなければならない。

2 議長への出席通告は、事務局による受付をもって、代行することができる。

#### （欠席の届出）

第3条 代議員は事故のため、総会に出席できないときは、当日の開会時刻までに、議長に届け出なければならない。

#### （議席）

第4条 総会の議席は、代議員総改選後の会期の始めに定める。

#### （総会の開閉）

第5条 総会の開会及び閉会は、議長が宣告する。

#### （会期の延長）

第6条 総会招集の際、予め通告した会期中に議案の審議を終了することができないとき、会長より理由を示して会期延長の申し入れがあったとき、又は特別の必要がある場合は、議長は総会に諮り、会期を延長することができる。

### 第2章 会 議

#### （会議の開閉）

第7条 開議、散会、延会又は休憩は、議長が宣告する。

#### （定足数に関する措置）

第8条 会議中途において、代議員の定数を欠くに至ったときは、議長は休憩又は延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認められるときは、議長は代議員の退席を禁じ、又は議場外の代議員に出席を要求することができる。

#### （議長の権限）

第9条 会議の秩序を乱し、又はその品位を傷つける者あるときは、議長はこれを制し、又は発言を中止させることができる。また、会議に諮り発言を取消させ、又は会議終了まで発言を禁止し、或いは退場を命ずることができる。

#### （議事日程の追加及び変更）

第10条 緊急事案がある場合、又は議長が必要と認めるとき、或いは代議員から動議があったときは、議長は会議に諮り、これを議事日程に追加し、又は議事日程の順序を変更することができる。

(動議)

第11条 特別の定めがある場合を除くほか、すべての動議は、1人以上の賛成者がなければならぬ。

(議事録)

第12条 定款第24条第1項の規定により、議事録を作成しなければならない。

(議事録署名人)

第13条 定款第24条第2項に定める議事録署名人2人は、会議の始めに、議長が会議に諮ってこれを定める。

### 第3章 発言及び審議

(発言)

第14条 会議において発言しようとする者は、自己の議席番号と氏名を告げ、議長の許可を得て発言しなければならない。

2 2人以上発言を求めるときがあるときは、議長は先に発言を求めたと認める者に許可しなければならない。

3 すべての発言は演壇又は自席においてしなければならない。

(発言内容の制限)

第15条 発言は議題以外の事項、又は個人を中傷する発言をしてはならない。

(発言の妨害)

第16条 発言は、その中途において、他の発言によって妨げられることはない。

(発言の継続)

第17条 延会又は休憩のため発言が終わらなかった代議員は、再びその議事を始めたときは、発言を継続することができる。

(議案の説明及び質疑)

第18条 議長は、上程議案について、先ずは提出者の趣旨弁明若しくは説明を求め、次に質疑を行う。

(質疑)

第19条 質疑の発言はすべて簡明を旨とし、重複発言等を避けなければならない。また、自説等を述べることはできない。

(質疑終結の動議)

第20条 質疑多数のため、質疑が終わることが困難であるときは、代議員は質疑終結の動議を提出することができる。

2 前項の動議に、3人以上の賛成者があるときは、議長は討論を用いないで、会議に諮りこれを決する。

(質疑終結の宣告)

第21条 質疑が終わったとき、又は前条第1項の動議が可決されたときは、議長はその旨を宣告する。

(討論)

第22条 質疑が終わったときは討論に入る。

(討論時間の制限)

第23条 議長が必要と認めるときは、会議に諮り、討論の時間を予め制限することができる。

(議長の討論)

第24条 議長が討論しようとするときは、代議員席に着かなければならない。

2 議長が討論したときは、その問題の表決が終わるまで、議長席に復すことができない。

(討論終結の動議)

第25条 賛否の発言が終了したとき、又は両者のうち一方の発言者なき場合は、討論終結の動議を提出することができる。

2 前項の動議に、3人以上の賛成者があるときは、議長は討論を用いないで、会議に諮りこれを決する。

(討論終結の宣告)

第26条 討論が終わったときは、議長は討論の終わった旨を宣告する。

(質疑と討論)

第27条 簡単な議案については、質疑と討論を同時に行うことができる。

(委員会への付託)

第28条 議長は、会議に諮り、総会の議事に必要な委員会を設置し、議案の審議を委員会に付託することができる。

2 委員会を構成する委員の数、及びその氏名は、会議に諮って議長が決する。

3 関係ある議案は、これを併せて同一の委員会に付託することができる。

(委員長報告)

第29条 委員会に付託された議案の審議に際しては、先ずは委員長が委員会の審議経過及び結果を報告する。

2 委員長は、委員会の結果を報告するとき、自己の意見を加えてはならない。

(少数意見者の報告)

第30条 委員長の報告に次いで、少数意見者が、その少数意見を報告することができる。この場合少数意見者は、予めその旨を委員長に通告しておかなければならない。

## 第4章 修 正

(修正動議)

第31条 第29条に規定する委員長報告、又は討論終結の宣告が終わったときは、代議員は修正の動議を提出することができる。

2 修正の動議はその案を具え、3人以上の賛成者とともに連署して、これを議長に提出しなければならない。

(修正報告)

第32条 委員会の修正報告は、前条の規定によらないで議題とする。

(表決の順序)

第33条 代議員の提出した修正案は、委員会の提出した修正案より前に表決しなければならない。

2 同一の議題について、数個の修正案が提出された場合は、原案に最も遠いものから順次表決に付さなければならない。この順序は議長がこれを決定する。ただし、代議員から異議の申し立てがあった場合において3人以上の賛成者があるときは、議長は討論を用いないで、会議に諮りこれを決する。

3 すべての修正案が否決されたときは、原案について表決を採る。

(議決条項及び字句の整理)

第34条 会議における修正議決条項、及び字句の整理を、議長に委任することができる。

## 第5章 表 決

### (表決)

第35条 表決には条件を付すことができない。

### (不在代議員の表決)

第36条 表決の際、現に議場にいない代議員は、表決に加わることができない。ただし、定款第23条の規定により、予め通知された事項については、書面等による表決、又は他の代議員を代理人として議決権を行使することができる。

### (表決問題の宣告)

第37条 議長は、表決を採るに先立ち、表決に付する議案又は動議の種類等を宣告しなければならない。

2 議長が前項の宣告をした後は、何人も議題について発言することができない。

### (起立、挙手又は投票による表決)

第38条 議長は、起立、又は挙手、或いは投票により表決を採る。

2 起立又は挙手による場合は、議長はその多少を認定して可否の結果を宣告する。

3 可否の結果を認定することが困難な場合、又は代議員がその宣告に異議を申し立て、且つ出席代議員の5分の1以上の賛成があるときは、投票により表決を採らなければならない。

### (投票の方法等)

第39条 前条の規定により行う投票の場合、その方法、記載の様式は、議長が会議に諮りこれを定める。

### (投票結果の宣告)

第40条 投票が終わったときは、議長はその結果を会議に宣告しなければならない。

2 代議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

### (簡易表決)

第41条 議長は、問題について、異議の有無を会議に諮ることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は直ちに可決を宣告する。ただし、代議員が問題又は議長の宣告に対し、異議の申し立てをしたときは、議長は第38条の規定により、表決を採らなければならない。

## 第6章 補 則

### (委任)

第42条 この規則に定めのない事項は、会長が理事会の決議を経て処理する。

### (制定及び改廃)

第43条 この規則の制定及び改廃は、総会の決議を経て行う。

### 附 則

この規則は、平成26年6月22日に制定し、平成26年4月1日から適用する。

## 議案第2号

(太字は改正部分)

### 公益社団法人広島県薬剤師会定款の一部改正について(案)

公益社団法人広島県薬剤師会定款第5条、第6条、第8条及び第9条を次のとおり改正する。

現 行	改 正
<p>第3章 会員</p> <p>(会員の種類)</p> <p>第5条 本会は、次の者から構成する。</p> <p>(1) 正会員 薬剤師であって、本会の目的及び事業に賛同し、入会した者</p> <p>(2) 賛助会員 薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同し、入会した者及び企業・団体</p> <p>(3) 特別会員 薬剤師ではないが、薬学を専攻する学生その他薬学及びそれに関連する知識・業務経験を有する者で本会の目的及び事業に賛同し、入会した者</p> <p>(4) 名誉会員 本会及び本会の目的の達成に功労のあった者として理事会で名誉会員とすることを決議した者</p> <p>2 賛助会員及び特別会員の入会手続きは、総会において別に定める。</p>	<p>第3章 会員</p> <p>(会員の種類)</p> <p>第5条 本会は、次の者から構成する。</p> <p>(1) 正会員 薬剤師であって、本会の目的及び事業に賛同し、入会した者</p> <p>(2) <b>準会員</b> 正会員に属さない薬剤師であって、本会の目的及び事業に賛同し、入会した者</p> <p>(3) 賛助会員 薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同し、入会した者及び企業・団体</p> <p>(4) 特別会員 薬剤師ではないが、薬学を専攻する学生その他薬学及びそれに関連する知識・業務経験を有する者で本会の目的及び事業に賛同し、入会した者</p> <p>(5) 名誉会員 本会及び本会の目的の達成に功労のあった者として理事会で名誉会員とすることを決議した者</p> <p>2 <b>準会員</b>、賛助会員及び特別会員の入会手続きは、総会において別に定める。</p>
<p>(会員の資格の取得)</p> <p>第6条 正会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならぬ。入会手続きは、総会において別に定める。</p> <p>2 正会員は、本会が承認した地域又は職域の薬剤師会(以下「地域・職域薬剤師会」という。)の会員であって、日本薬剤師会の正会員である者とする。</p>	<p>(正会員の資格の取得)</p> <p>第6条 正会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならぬ。入会手続きは、総会において別に定める。</p> <p>2 正会員は、本会が承認した地域又は職域の薬剤師会(以下「地域・職域薬剤師会」という。)の会員であって、日本薬剤師会の正会員である者とする。</p>
<p>(会員の義務)</p> <p>第8条 会員は、薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。</p> <p>2 会員は、この定款に定める事項及び第5章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。</p> <p>3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、所定の会費及び賦課金等(以下「会費等」という。)を本会に支払う義務を負う。</p> <p>4 会費等の額及び支払方法は、総会において定める会費規程による。</p>	<p>(会員の義務)</p> <p>第8条 会員は、薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。</p> <p>2 会員は、この定款に定める事項及び第5章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。</p> <p>3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、所定の会費及び<b>負担金</b>等(以下「会費等」という。)を本会に支払う義務を負う。</p> <p>4 会費等の額及び支払方法は、総会において定める会費規程による。</p>
<p>(任意退会)</p> <p>第9条 会員は、退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。</p> <p>2 正会員の退会届は、所属する地域・職域薬剤師会を通じて提出するものとする。</p>	<p>(任意退会)</p> <p>第9条 会員は、退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。</p>

**附 則**  
この定款は、平成26年6月22日に一部改正し、平成26年4月1日から適用する。

# 公益社団法人広島県薬剤師会定款（案）

## 第1章 総 則

### （名称）

第1条 本会は、公益社団法人広島県薬剤師会と称する。

### （事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### （目的）

第3条 本会は、日本薬剤師会並びに広島県内に所在する地域及び職域の薬剤師会との連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、広島県民の健康な生活の確保・向上を図ることを目的とする。

### （事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
- (2) 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業
- (3) 公衆衛生の普及・指導に関する事業
- (4) 薬事衛生の普及・啓発に関する事業
- (5) 地域医療への貢献及び医療安全の確保に関する事業
- (6) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
- (7) 日本薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業
- (8) 会員の福利厚生事業及び共益に関する事業
- (9) その他目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、広島県内において行うものとする。

## 第3章 会 員

### （会員の種類）

第5条 本会は、次の者から構成する。

- (1) 正会員 薬剤師であって、本会の目的及び事業に賛同し、入会した者
- (2) **準会員** 正会員に属さない薬剤師であって、本会の目的及び事業に賛同し、  
**入会した者**
- (3) 賛助会員 薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同し、入会した者及び企  
業・団体
- (4) 特別会員 薬剤師ではないが、薬学を専攻する学生その他薬学及びそれに関連す  
る知識・業務経験を有する者で本会の目的及び事業に賛同し、入会した者
- (5) 名誉会員 本会及び本会の目的の達成に功労のあった者として理事会で名誉会員

とすることを決議した者

2 **準会員**、賛助会員及び特別会員の入会手続きは、総会において別に定める。

(正会員の資格の取得)

第6条 正会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。入会手続きは、総会において別に定める。

2 正会員は、本会が承認した地域又は職域の薬剤師会（以下「地域・職域薬剤師会」という。）の会員であって、日本薬剤師会の正会員である者とする。

(正会員の権利)

第7条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定された次の各号に掲げる社員の権利を行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(会員の義務)

第8条 会員は、薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、この定款に定める事項及び第5章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。

3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、所定の会費及び**負担金**等（以下「会費等」という。）を本会に支払う義務を負う。

4 会費等の額及び支払方法は、総会において定める会費規程による。

(任意退会)

第9条 会員は、退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

~~2 正会員の退会届は、所属する地域・職域薬剤師会を通じて提出するものとする。~~

(除名等)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。ただし、正会員の除名については、総会の決議を経なければならない。

- (1) この定款に定める事項及び第5章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき
  - (2) 薬剤師としての倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を棄損したとき
  - (3) その他除名すべき正当な理由があるとき
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その総会の開催日の1週間前までに、当該正会員に対してその旨を通知し、かつ当該総会において弁明の機会を与えるなければならない。

#### (会員資格の喪失)

第11条 会員は、第9条及び第10条に規定するほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき、又は解散したとき
  - (2) 第8条に規定する会費等の支払いを怠り、催促を受けた後、1年を経過してもなお支払わないとき
  - (3) 正会員が地域・職域薬剤師会又は日本薬剤師会の会員の身分を失ったとき
- 2 前項により会員の資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。
- 3 会員の資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

## 第4章 代議員

#### (代議員の選出)

第12条 本会は、代議員をもって法人法上の社員とする。

- 2 代議員の数は、地域・職域薬剤師会ごとに概ね正会員40名の中から1名の割合をもって選出する。端数の取扱いは、理事会において別に定める。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は、理事会において別に定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。ただし、代議員は、本会の役員を兼ねることはできない。
- 5 第3項の代議員選挙において、立候補する正会員は、他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に一度実施することとし、代議員の任期は、選出の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会の決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる

地位を失わない。なお、当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになるときに備え、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を 1 名又は 2 名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2 以上の代議員の補欠として選出した場合にあっては、当該 2 以上の代議員）につき 2 名以上の補欠の代議員を選出するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第 7 項の補欠の代議員の選出に係る選挙が効力を有する期間は、選挙後最初に実施される第 6 項に定める代議員選挙終了の時までとする。

#### （代議員の資格の喪失）

第 13 条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意に辞任することができる。

2 総会は、正当な事由があると認めるときは、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により、代議員を除名することができる。この場合、その代議員に対し、総会の 1 週間前までに、理由を付して除名の決議を行う旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前項の他、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。

(1) 第 9 条第 1 項に定める任意退会

(2) 第 10 条第 1 項に定める除名

(3) 第 11 条第 1 項に定める会員資格の喪失

## 第 5 章 総 会

#### （構成）

第 14 条 総会は、代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

#### （権限）

第 15 条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

(1) 正会員の除名及び代議員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の総額及びその支給の基準

(4) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 会員規程及び会費規程の制定並びに改廃
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 30 日前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合は、2週間前まで短縮することができる。
- 3 総代議員の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集を通知しなければならない。

(議長及び副議長の選出)

第 18 条 総会に、議長及び副議長各 1 名を置く。

- 2 議長及び副議長は、総会において代議員の中から選出する。

(議長及び副議長の職務等)

第 19 条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 議長及び副議長の任期は、代議員の任期に準ずる。

(定足数)

第 20 条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第 21 条 総会における議決権は、第 12 条第 6 項に規定するなお書きの場合を除き、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 22 条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、

出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の過半数の出席であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名及び代議員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (書面表決等)

第23条 総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法によって議決し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合、第20条、第22条の適用については、出席した者とみなす。

#### (議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 総会の議長及び会議に出席した代議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

#### (総会運営規則)

第25条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、総会において定める総会運営規則による。

## 第6章 役員等

#### (役員の設置)

第26条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上28名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事、13名以内を常務理事とすることができます。

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員の選任等)

第27条 理事及び監事の選任は、総会の決議によって行う。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項の会長は、総会の決議によって推薦のあった会長候補者の中から選定することができる。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名と、その配偶者又は三親等内の親族、その他法令で定める特別の関係のある者の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事には、理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。
- 6 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものは除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事においても同様とする。

（理事の職務及び権限）

- 第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順位によって、その業務執行に係る職務を代行する。
  - 4 専務理事は、理事会の旨を受けて会務を掌理し、会長及び副会長ともに事故あるとき又は欠けたときは、その業務の執行に係る職務を代行する。
  - 5 常務理事は、理事会の旨を受けて担当業務を分担掌理し、専務理事が事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。
  - 6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

- 第 30 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第 26 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 31 条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬)

第 32 条 理事及び監事には、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

- 2 前項の報酬等の総額及び支給の基準等は、総会において定める。

(顧問)

第 33 条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。
- 3 顧問は次の職務を行う。
  - (1) 会長の相談に応じること。
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 4 顧問は無報酬とする。ただし、理事会の定めにより、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、顧問のうち、法律的、経理的技術を有する専門家に対しては、その職務に応じた報酬を支払うことができる。ただし、その報酬額は、理事会の決議を経なければならない。

(責任の免除)

第 34 条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、全ての代議員の同意がなければ免除することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該の理事及び監事が善意でかつ重大な過失がないと認められるときは、本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 35 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 37 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が、予め理事会で定めた順位により理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 40 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(常務理事会)

第 42 条 本会に常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、会長及び業務執行理事をもって構成する。
- 3 常務理事会は、次の職務を行う。
  - (1) 理事会に付議及び報告すべき事項の検討
  - (2) 理事会が常務理事会に委任した事項の検討
  - (3) 会長より付議された事項の検討
- 4 常務理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 5 常務理事会の議長は、会長がこれに当る。
- 6 常務理事会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 協力機関

(日本薬剤師会等との協力)

第43条 本会は、理事会の決議により、日本薬剤師会及び第6条第2項に定める地域・職域薬剤師会を協力団体とすることができます。

- 2 本会は、協力団体との連携協力により、本会の事業を推進し、実施することができる。
- 3 協力団体との連携協力による事業の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(地域・職域会長協議会)

第44条 本会に、諮問機関として地域・職域会長協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

- 2 協議会は、地域・職域薬剤師会の会長又は代表者によって構成し、次の事項を審議する。
  - (1) 事業の執行に関し、理事会から諮問された事項
  - (2) 地域・職域薬剤師会との連絡調整に関する事項
- 3 協議会は、理事会の決議により、会長が招集する。

## 第9章 職域部会及び委員会

(職域部会)

第45条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、職域を同じくする会員は、理事会の承認を得て職域部会を設置することができる。

- 2 職域部会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

第46条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、正会員のほか、学識経験者のうちから理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により

別に定める。

## 第 10 章 資産及び会計

### (財産の種別)

第 47 条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

- 2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いは、理事会の決議により別に定める。

### (基本財産の維持及び処分)

第 48 条 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は基本財産から除外しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

### (財産の管理及び運用)

第 49 条 本会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

### (事業年度)

第 50 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第 51 条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類は、理事会の決議を経た後、直近の総会の承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類は、当該事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出するものとし、かつ、当該事業年度が終了するまでの間は、本会の主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第 52 条 会長は、毎事業年度経過後 2箇月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出するものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 定時総会においては、前項第1号及び第2号の書類は、その内容を報告し、前項第3号から第6号までの書類は、承認を受けなければならない。
- 3 会長は、第1項の書類のほか、次の書類を作成し、本会の主たる事務所に5年間備え置き、本会の定款及び代議員名簿とともに、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類
- 4 第1項各号及び前項各号の書類並びに代議員名簿は、当該事業年度経過後、3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 5 貸借対照表は、定時総会終結後遅滞なく公告しなければならない。

(剩余金の分配の禁止)

第53条 本会は、剩余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第54条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第55条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第52条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第56条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第57条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第58条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときは除く。）に

は、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第59条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第60条 本会の公告は、電子公告によりこれを行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告することができないときは、官報に掲載する方法による。

## 第13章 事務局

(事務局の設置)

第61条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。  
3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。  
4 前項以外の職員は、会長が任免する。  
5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第62条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 正会員の名簿
- (2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (3) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (4) その他法令で定める帳簿及び書類

## 第14章 補 則

(委任)

第63条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に

関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 50 条の規定にかかわらず、解散日の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長、副会長、専務理事、常務理事及び理事の氏名は、次のとおりとし、その任期は第 30 条第 1 項の規定にかかわらず、認定後最初の事業年度のものに関する定時総会の終結の時までとする。

会長

前田泰則副会長

木平健治、大塚幸三、野村祐仁、村上信行、渡邊英晶

専務理事

豊見雅文

常務理事

青野拓郎、有村健二、井上映子、小林啓二、重森友幸、谷川正之

豊見 敦、中川潤子、二川 勝、政岡 醇、松村智子、吉田亜賀子

理事

高野幹久、佐藤英治、三宅勝志、新井茂昭、奥本 啓、串田慎也

玉浦秀一、西谷 啓、林 真理子

- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第 12 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

#### 附 則

この定款は、平成 25 年 5 月 25 日に制定し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この定款は、平成 26 年 6 月 22 日に一部改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

## 議案第3号

### 公益社団法人広島県薬剤師会会員規程（案）

#### （目的）

第1条 この規程は、公益社団法人広島県薬剤師会定款（以下「定款」という。）第5条に規定する本会の正会員、準会員、賛助会員、特別会員及び名誉会員の入会及び退会について必要な事項を定める。

#### （入会基準及び手続き）

- 第2条 正会員、準会員、賛助会員、特別会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、本会に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の入会申込書が提出されたときは、別表に定める資格基準すべてに適合していることを確認し、理事会の承認を得て入会の可否を決定する。
  - 3 会長は、前項により入会の可否を決定したときは、所定の入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

#### （入会金）

第3条 正会員及び賛助会員として入会する者（以下「入会者」という。）は、入会金を納入しなければならない。

- 2 入会金の額は金5万円とする。
- 3 前条2項により入会するとき、入会金について、所定の入会申込用紙と入会金を所属の地域・職域薬剤師会を経由して入会者は、一括納入しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は入会金を免除する。
  - (1) 会費規程第2条第1項に定める通常会費Aに該当する者の異動等により、薬局、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、医薬品製造販売業、医薬品製造業、医薬部外品製造販売業、医薬部外品製造業、化粧品製造販売業、化粧品製造業、医療機器製造販売業及び医療機器製造業の開設者（法人の場合は代表者）及び管理者（製造販売業の場合は総括製造販売責任者、製造業の場合は医薬品製造管理者）の後継者として入会する者
  - (2) 会費規程第2条第1項に定める正会員B、準会員、賛助会員B及び特別会員に該当する者
  - (3) その他会長が特に免除が必要であると認めた者

#### （会員名簿及び会員に関する個人情報の取り扱い）

第4条 入会者は、会員の種別毎に、本会が管理する会員名簿に登録する。

- 2 本会の正会員、準会員、賛助会員及び特別会員は、前条の入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、本会に所定の変更届を提出しなければならない。
- 3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報の取り扱いについては、別に定める「個人情報の保護に関する基本方針」によるものとする。

#### （会費及び負担金等）

第5条 会費及び負担金等の額及び支払いの方法は、定款第8条第4項に定める会費規程による。

#### （退会）

第6条 会員は、定款第9条の規定により、所定の退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

- 2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。
- 3 定款第11条の規定により、退会以外の事由により会員資格を喪失した者は、前項と同

様に会員名簿の登録を抹消する。また、会員資格を喪失した者は、会員としての資格称号を前歴として使用することはできない。

(再入会)

第7条 過去に本会の会員であった者が再入会を希望する場合には、第2条第1項、第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、再入会の申込者に、退会の際未納の会費及び負担金等がある場合には、当該未納額を支払わない限り、再入会は認めないものとする。

2 再入会を希望する者が、定款第11条による会員資格を喪失した者であるときは、前項に定めるもののほか、その理由書の提出を求めるものとする。

(名誉会員)

第8条 名誉会員は、本会の目的の達成に功労のあった者に贈る名誉の称号とする。

2 理事会が推薦する名誉会員の推薦基準は、原則として70歳以上の者であって、本会又広島県から表彰を受けた者、若しくは国際的又は日本国内的に顕著な業績があった者の中から選考するものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議をもって処理する。

(規程の制定及び改廃)

第10条 この規程の制定及び改廃は、総会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、公益社団法人広島県薬剤師会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月22日に制定し、平成26年4月1日から適用する。

別表（第2条第2項関係）

## 入会の資格基準

区分	資格基準
正会員A	<p>① 薬剤師であって、薬局、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、医薬品製造販売業、医薬品製造業、医薬部外品製造販売業、医薬部外品製造業、化粧品製造販売業、化粧品製造業、医療機器製造販売業及び医療機器製造業の開設者（法人の場合は代表者）及び管理者（製造販売業の場合は総括製造販売責任者、製造業の場合は医薬品製造管理者）。</p> <p>② 本会が承認した地域の薬剤師会の会員である者であること。</p>
正会員B	<p>① 正会員A①以外の正会員</p> <p>② 本会が承認した地域又は職域の薬剤師会の会員である者であること。</p>
準会員	<p>① 正会員に属さない薬剤師であって、本会の目的及び事業に賛同する者であること。</p> <p>② 本会が承認した地域又は職域の薬剤師会の会員である者であること。</p>
賛助会員A	<p>① 薬剤師でない者で、薬局、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、医薬品製造販売業、医薬品製造業、医薬部外品製造販売業、医薬部外品製造業、化粧品製造販売業、化粧品製造業、医療機器製造販売業及び医療機器製造業の開設者（法人の場合は代表者）及び管理者（製造販売業の場合は総括製造販売責任者、製造業の場合は医薬品製造管理者）。</p> <p>② 本会が承認した地域の薬剤師会の会員である者であること。</p>
賛助会員B	① 本会の目的及び事業に賛同する団体であること。
特別会員A	① 薬学を専攻する学生。
特別会員B	① 薬剤師ではないが、薬学及びそれに関連する知識・業務経験を有し、本会の目的及び事業に賛同する者であること。

## 議案第4号

### 公益社団法人広島県薬剤師会会費規程（案）

#### （目的）

第1条 この規程は、公益社団法人広島県薬剤師会定款（以下「定款」という。）第8条第4項の規定に基づき、会員が支払う会費及び負担金等（以下「会費等」という。）の額及び支払方法について必要な事項を定める。

#### （会費等の種類及び額）

第2条 会費の種類は、別表のとおりとする。

- 2 会費の額は年度単位とし、その額は総会において決定するものとする。
- 3 会費以外の負担金等の種類及び額は、必要に応じて総会において決定するものとする。
- 4 名誉会員は、会費等の支払いは要しないものとする。

#### （会費等の納入）

第3条 本会に入会した会員は、その事業年度の会費等を、所定の方法により納入しなければならない。

- 2 前項の会員を除く会員は、毎事業年度の会費等を、所定の方法により納入しなければならない。
- 3 本会は、会員から納入された会費等については、直ちに台帳に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

#### （退会及び資格喪失に伴う会員の会費等の義務等）

第4条 会員が事業年度の途中において退会又は会員の資格を喪失したときは、その会員であった期間に相当する未納の会費等を納入しなければならない。

- 2 本会は、会員が納入した会費等については、これを返還しない。

#### （督促）

第5条 会長は、会費等が納付期日を超えて納付がない場合は、当該会員に対して督促通知を発出することができる。

- 2 前項の規定によって督促をしたときは、納付期日の翌日から払込みの前日までの日数に応じ年14.6%の割合を乗じて算定した延滞金を徴収することができる。ただし、会費等の滞納につき特別な事情があるときは、この限りでない。
- 3 督促通知にもかかわらず、会費等の納入を1年以上滞納した場合には、定款第10条第1項の規定により、当該会員を除名することができる。

#### （会費等の使途）

第6条 第2条に規定する会費等の使途は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。ただし、賛助会員の会費については、その全てを公益目的事業に使用する。

#### （委任）

第7条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議をもって処理する。

#### （規程の制定及び改廃）

第8条 この規程の制定及び改廃は、総会の決議をもって行う。

## 附 則

この規程は、公益社団法人広島県薬剤師会の設立の登記の日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 22 日に制定し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 2 条第 1 項関係）

会費の種類

会費の種類	資格基準
正会員 A	<p>① 薬剤師であって、薬局、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、医薬品製造販売業、医薬品製造業、医薬部外品製造販売業、医薬部外品製造業、化粧品製造販売業、化粧品製造業、医療機器製造販売業及び医療機器製造業の開設者（法人の場合は代表者）及び管理者（製造販売業の場合は総括製造販売責任者、製造業の場合は医薬品製造管理者）。</p> <p>② 本会が承認した地域の薬剤師会の会員である者であること。</p>
正会員 B	<p>① 正会員 A①以外の正会員</p> <p>② 本会が承認した地域又は職域の薬剤師会の会員である者であること。</p>
準会員	<p>① 正会員に属さない薬剤師であって、本会の目的及び事業に賛同する者であること。</p> <p>② 本会が承認した地域又は職域の薬剤師会の会員である者であること。</p>
賛助会員 A	<p>① 薬剤師でない者で、薬局、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、医薬品製造販売業、医薬品製造業、医薬部外品製造販売業、医薬部外品製造業、化粧品製造販売業、化粧品製造業、医療機器製造販売業及び医療機器製造業の開設者（法人の場合は代表者）及び管理者（製造販売業の場合は総括製造販売責任者、製造業の場合は医薬品製造管理者）。</p> <p>② 本会が承認した地域の薬剤師会の会員である者であること。</p>
賛助会員 B	<p>① 本会の目的及び事業に賛同する団体であること。</p>
特別会員 A	<p>① 薬学を専攻する学生。</p>
特別会員 B	<p>① 薬剤師ではないが、薬学及びそれに関連する知識・業務経験を有し、本会の目的及び事業に賛同する者であること。</p>

## 議案第5号

### 平成26年度会費額に関する件について（案）

公益社団法人広島県薬剤師会定款第8条第4項及び会費規程第2条の規定による平成26年度の会費は、以下のとおりとする。

#### 会費

##### 1. 正会員（薬剤師）

- A 年額 45,500円
- B 年額 23,000円

ただし、正会員B中、広島県行政薬剤師会は17,000円とする。

##### 2. 準会員（薬剤師）

年額 6,000円

##### 3. 賛助会員（薬剤師ではない個人及び企業・団体）

- A 年額 45,500円
- B 年額 40,000円

##### 4. 特別会員（薬剤師ではない個人）

- A 年額 1,000円
- B 年額 6,000円

## 議案第6号

### 理事の選任について（案）

第43回定時総会終結時から、平成28年6月に開催する定時総会終結時までを任期とする、公益社団法人広島県薬剤師会理事について、第43回通常代議員会の決議により推薦のあった会長候補者が提出する理事候補者名簿により選任願いたい。

## 平成25年度 広島県薬剤師会収支補正予算書

科 目	補正予算額	予 算 額	増 減
<b>I 事業活動収支の部</b>			
1 事業活動収入			
⑧ 他会計からの繰入金収入	351,000,000	56,000,000	295,000,000
(1) 他会計からの繰入金収入	351,000,000	56,000,000	295,000,000
事業活動収入計	481,664,000	186,664,000	295,000,000
2 事業活動支出			
② 管理費支出			
(5) 一般事務費支出	9,692,981	3,610,000	6,082,981
i 租税公課支出	6,354,678	1,900,000	4,454,678
j 支払利息支出	1,497,332	0	1,497,332
k 支払手数料支出	130,971	0	130,971
(6) 雑支出	101,290	100,000	1,290
管理費支出計	58,850,271	52,766,000	6,084,271
事業活動支出計	185,281,021	179,196,750	6,084,271
事業活動収支差額	296,382,979	7,467,250	288,915,729
<b>II 投資活動収支の部</b>			
1 投資活動収入			
① 特定預金取崩収入	89,313,179	2,000	89,311,179
(2) 財政調整積立預金取崩収入	20,001,000	1,000	20,000,000
(3) 会館施設設備整備積立預金取崩収入	69,311,179	0	69,311,179
投資活動収入計	89,313,179	2,000	89,311,179
2 投資活動支出			
① 特定預金支出	393,617,903	14,500,000	379,117,903
(1) 土地購入支出	379,117,903	0	379,117,903
投資活動支出計	393,617,903	14,500,000	379,117,903
投資活動収支差額	△ 304,304,724	△ 14,498,000	△ 289,806,724
<b>III 財務活動収支の部</b>			
1 財務活動収入			
借入金収入	384,311,179	0	384,311,179
短期借入金収入	384,311,179	0	384,311,179
財務活動収入計	384,311,179	0	384,311,179
2 財務活動支出			
借入金返済支出	384,311,179	0	384,311,179
短期借入金返済支出	384,311,179	0	384,311,179
財務活動支出計	384,311,179	0	384,311,179
財務活動収支差額	0	0	0
<b>IV 予備費支出</b>	2,078,255	2,969,250	△ 890,995
当期収入合計 (ア)	955,288,358	186,666,000	768,622,358
前期繰越収支差額	10,000,000	10,000,000	0
収入の部合計 (イ)	965,288,358	196,666,000	768,622,358
当期支出合計 (ウ)	965,288,358	196,666,000	768,622,358
当期収支差額 (ア-ウ)	△ 10,000,000	△ 10,000,000	0
次期繰越収支差額 (イ-ウ)	0	0	0

## 資料2

(平成26年3月21日代議員会議決)

## 平成25年度 保険薬局部会会計収支補正予算書

科 目	補正予算額	予 算 額	増 減
2 事業活動支出			
① 事業費支出			
(9) 他会計への繰入金支出	351,000,000	56,000,000	295,000,000
事業費支出計	384,802,000	89,802,000	295,000,000
1 投資活動収入			
① 特定預金取崩収入	295,002,000	2,000	295,000,000
(1) 医薬分業施設設備整備積立金取崩収入	205,001,000	1,000	205,000,000
(2) 財政準備積立預金取崩収入	90,001,000	1,000	90,000,000
投資活動収入計	295,002,000	2,000	295,000,000
IV 予備費支出	1,211,000	1,211,000	0
当期収入合計 (ア)	383,014,000	88,014,000	295,000,000
前期繰越収支差額	20,000,000	20,000,000	0
収入の部合計 (イ)	403,014,000	108,014,000	295,000,000
当期支出合計 (ウ)	403,014,000	108,014,000	295,000,000
当期収支差額 (ア-ウ)	△ 20,000,000	△ 20,000,000	0
次期繰越収支差額 (イ-ウ)	0	0	0

## 平成26年度 広島県薬剤師会事業計画

## 1. 県民の福祉・医療・保健衛生向上のための活動

- (1) 広島県保健医療計画への協力
  - (ア) 広島県保健医療計画及び二次保健医療圏域計画への参画
  - (イ) 広島県地域保健対策協議会（特別委員会）等への参画及び協力
  - (ウ) 広島県圏域地域保健対策協議会研修会への参画
  - (エ) 医薬品のより良い使用推進事業への協力
- (2) 広島県健康増進計画への協力
  - (ア) 「健康ひろしま21」「健やか親子21」等施策への協力
- (3) 県民の薬と健康に関する啓発事業
  - (ア) 「薬と健康の週間」への協力及び「薬と健康相談窓口」の開設《県補助事業》
  - (イ) 「薬草に親しむ会」の開催（1カ所）
  - (ウ) 「第31回広島県薬事衛生大会」の開催協力
  - (エ) 県民公開講座の開催
  - (オ) 県民への医薬分業PR
  - (カ) 薬事衛生指導員の育成及び活動《県補助事業》
  - (キ) 「くすりの相談」事業の推進と協力及び薬事情報センターの活用
  - (ク) プラウンバッグ運動の推進
  - (ケ) 麻薬・覚せい剤・向精神薬等薬物乱用防止活動の支援
  - (コ) 禁煙推進活動の支援
  - (サ) がん検診サポート薬剤師事業の推進及び協力
  - (シ) ドーピング防止活動及びスポーツファーマシスト事業への協力
  - (ス) 学校薬剤師活動の支援及び協力
  - (セ) カラーリボンキャンペーンへの支援及び協力
  - (リ) セルフメディケーションの推進
  - (タ) 検査センターの活用
- (4) 介護保険制度への対応
- (5) 広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会への協力
- (6) 防災体制
  - (ア) 「災害時における薬剤師の派遣・医薬品等の供給について」の検討
  - (イ) 新型インフルエンザへの対応
  - (ウ) 事業継続計画（BCP）の策定
- (7) プライマリ・ケアの推進（広島プライマリ・ケア研究会 27. . . ）
- (8) その他

## 2. 医薬分業の推進及び社会保険制度への対応

- (1) 保険薬局部会の事業
- (2) 県民への医薬分業PR
- (3) 在宅医療への参画推進
- (4) 医薬品安全性情報収集活動に協力
- (5) 調剤報酬審査支払機関への対応
- (6) 保険指導薬剤師への対応

## 3. 薬剤師の生涯教育及び養成計画

- (1) 薬学教育機関等との関係強化
  - (ア) 広島大学、福山大学、広島国際大学、安田女子大学との連携推進
  - (イ) 広島県病院薬剤師会との協力推進
- (2) 薬学部学生薬局実務実習への協力
  - (ア) 薬学部学生薬局実務実習への協力
  - (イ) 中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関への協力
  - (ウ) 受け入れ薬局と指導薬剤師の育成
- (3) 広島県薬剤師研修協議会への協力
  - (ア) 日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度への協力
  - (イ) 新カリキュラム対応薬剤師研修事業への協力
  - (ウ) 認定実務実習指導者養成ワークショップ・講習会への派遣

- (エ) 認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップの開催
  - (オ) 認定実務実習指導薬剤師養成講習会の開催
  - (カ) 認定実務実習指導薬剤師養成フォーラーアップ研修会の開催
  - (キ) 平成26年度ヒロシマ薬剤師研修会への協力
  - (ク) 福山大学卒後教育研修会への協力
  - (ケ) 広島国際大学卒後教育研修会への協力
  - (コ) 安田女子大学卒後教育研修会への協力
  - (サ) 各種学会への協力
  - (シ) 医薬品関連施設等の見学
  - (ス) 新薬剤師研修会の開催
  - (セ) 未就業薬剤師就業支援事業
  - (リ) 生涯学習支援システムへの協力
  - (タ) 研修カレンダーの運営
  - (ナ) その他
- (4) 生涯教育に関する支部薬剤師会への協力
- (5) 第47回日本薬剤師会学術大会への参加（山形 26.10.12・13）
- (6) 第53回日本薬学会日本薬剤師会日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会への協力  
(広島 26.11.8・9)
- (7) その他薬剤師の生涯教育に必要な事業

#### 4. 薬局等の薬剤師業務への対応

- (1) 薬剤師倫理の向上
- (2) 薬局グランドデザインへの協力
  - (ア) 日本薬剤師会制定「広島県薬剤師会認定基準薬局」制度の推進
  - (イ) 日本薬剤師会サポート薬局制度への対応
  - (ウ) 薬局業務運営ガイドライン等各種指針の活用による薬局業務の整備・充実
  - (エ) 医薬品適正使用の推進(対面販売・服薬指導・相談業務の強化)
  - (オ) 医薬品情報の収集・整理・提供の支援
  - (カ) 医薬品の災害時・休日・夜間供給体制の確立・支援
- (3) プラウンバッグ運動推進への協力
- (4) 薬局機能情報公開制度への対応
- (5) 薬局製剤等薬局医薬品の活用
- (6) 医薬品副作用被害救済制度への協力
- (7) リスクマネジメント等への対応
  - (ア) 苦情処理委員会
  - (イ) 薬局における医療安全管理体制の充実
  - (ウ) 「薬剤師賠償責任保険」(日本薬剤師会) 及び「個人情報漏洩保険」の加入促進と対応
  - (エ) 医薬品等安全性情報報告の徹底
- (8) 2015年版管理記録簿の作成・配布
- (9) 高度管理医療機器等の販売等に係る継続研修の開催
- (10) がん検診サポート薬剤師事業の推進
- (11) 薬局等に勤務する登録販売者研修会の開催
- (12) 関係団体等の連携の推進

#### 5. 薬事情報センターの事業

#### 6. 検査センターの事業

#### 7. その他の事業

- (1) 医師会、歯科医師会、看護協会等関係団体との協力
- (2) 一般紙へ薬局業務・薬剤師職能PR広告の掲載
- (3) 県薬会誌の発行
- (4) 広島県薬メールニュースの配信
- (5) 広島県薬ホームページの管理・運営
- (6) 薬剤師無料職業紹介所事業
- (7) 平成26年度会員名簿の発行
- (8) 薬祖神大祭の開催
- (9) 薬剤師会館移転の検討及び対応
- (10) その他本会の目的達成に必要な事業

## 平成26年度 薬事情報センター事業計画

## 1. 情報提供

## (1) 薬事情報提供

電話による情報提供（メール、FAXによる相談も可能）

FAXによる情報提供（各種資料、研修会ご案内、他）

## (2) 広島中毒119番

電話による情報提供（夜間・休日は留守番電話で対応[大阪中毒110番、つくば中毒110番]）

FAXによる情報提供

ホームページ（中毒情報検索システム）による情報提供

## (3) お薬相談電話

県民からの薬に関する相談（メール、FAXによる相談も可能、回答は電話で行う）

## 2. ホームページによる情報提供の充実

## (1) 研修会、お薬相談事例、薬事情報、中毒情報、他

## (2) 広島県薬剤師会備蓄薬品検索システムにおける薬品情報メンテナンス

## 3. 情報誌の発刊・寄稿

## (1) D.I.News（ヒロシマ）発刊 4回

## (2) 広島県薬剤師会誌への寄稿 6回

薬事情報センターだより／お薬相談電話／保険ニュース

## (3) その他、必要と認められる場合

## 4. 研修

## (1) 平成26年度 日本薬剤師会薬事情報センター実務担当者等研修会への出席

## (2) 日本薬剤師会学術大会への出席

## (3) 平成26年度ドーピング防止ホットライン担当者研修会への出席

## (4) その他、必要と認められる研修会への出席

## 5. 講習会の開催および講師派遣

## (1) 定例研修会の開催 12回（毎月第2土曜日）

## (2) その他、必要と認められる講習会の開催及び講師派遣

## 6. 会員の講演活動の支援

## (1) 資料収集、パワーポイントによるスライド作成

## 7. 薬局実務実習への協力（施設見学）

## 8. 広島中毒119番のフリーダイヤルサービス

対象：県内（一般電話・携帯電話・PHSよりの受付のみ）

## 9. 関係団体への協力

## (1) 日本薬剤師会

Bunsaku文献データベースへのデータ入力

日本薬剤師会から提供された資料・情報の伝達（定例研修会、ホームページ等）

モバイルDI室（仮称）事業への協力

## (2) 広島県

## 広島県医療安全支援センターへの協力

- (3) 広島県病院薬剤師会
  - 医薬品情報委員会への委員派遣
  - 寄稿（薬価基準収載医薬品情報） 4回
- (4) (公財) 日本アンチ・ドーピング機構(JADA)
  - ドーピングホットラインとして協力

## 10. 広報活動

### (1) 広島中毒119番

広島県：「農薬危害防止講習会テキスト」「広島県ホームページ（相談窓口）」

広島市：「母子健康手帳」「すくすく」「のびのび」「わくわく」

「女性の困りごと相談機関案内2014」

「わくわく子育てベビーダイヤル」

(公財) ひろしまこども夢財団：「子育てガイドブック(2014)」

「広島県の子育てポータル イクちゃんネット」

東広島市保健センター：「母子健康手帳別冊受診券セット」「子育てパンフレットすくすく」

福山市：「あんしん子育て応援ガイド2014」

府中市：「母子健康手帳別冊」

府中町：「母子健康手帳別冊」「府中町ホームページ」

(株)ガリバープロダクツ：「子育てマガジン『FunFANFun』」

### (2) お薬相談電話

広島県：「広島県ホームページ（相談窓口）」「広島県民手帳資料編（広島県統計協会）」

広島市：「女性の困りごと相談機関案内2014」

「広島市ホームページ（よくあるQ&A）」

福山市：「あんしん子育て応援ガイド2014」

広島県後期高齢者医療広域連合：ジェネリック医薬品お願いカード

広島県市町国民健康保険・国民健康保険組合：ジェネリック医薬品お願いカード

(株)ガリバープロダクツ：「子育てマガジン『FunFANFun』」

中国新聞社：広告掲載

### (3) 薬事情報センター

福山市：ポータルサイト「ふくやま子育て@-支援情報」に薬事情報センターホームページをリンク

## 11. 都道府県薬剤師会薬事情報センターとの連携

### (1) 薬事情報センター間メーリングリストを活用した情報交換

## 平成26年度 広島県薬剤師会収支予算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

科 目	26年度予算額 (A)	25年度予算額 (B)	増減 (A-B)	備 考
<b>I 事業活動収支の部</b>				
<b>1 事業活動収入</b>				
① 会費収入	106,096,000	105,595,000	501,000	
(1) 会費収入	104,056,000	103,555,000	501,000	内訳 A:45,500×1,588 B:23,000×1,314 C:17,000×53 D:6,000×69
(2) 賛助会費収入	2,040,000	2,040,000	0	51社
② 入会金収入	2,000,000	2,000,000	0	
(1) 入会金収入	2,000,000	2,000,000	0	40人
③ 事業収入	6,300,000	6,300,000	0	
(1) 広告収入	1,000,000	1,000,000	0	会誌広告ほか
(2) 基準薬局認定収入	1,000,000	1,000,000	0	認定手数料ほか
(3) 講習会費等収入	4,000,000	4,000,000	0	高度管理医療継続研修会、 情報センター定期研修会ほか
(4) 医薬品機構拠出金収入	300,000	300,000	0	
④ 補助金等収入	14,608,000	9,728,000	4,880,000	
(1) 県補助金収入	6,608,000	1,728,000	4,880,000	薬事衛生指導員研修会 12.1万円、 くすりと健康相談窓口事業 10.7万円ほか
(2) 日薬助成金収入	8,000,000	8,000,000	0	
⑤ 受取負担金	373,000	390,000	△ 17,000	広島県学校薬剤師会
⑥ 受取寄付金	1,000	1,000	0	
⑦ 雑収入	6,650,000	6,650,000	0	
(1) 受取利息収入	30,000	30,000	0	
(2) 事務委託収入	5,620,000	5,620,000	0	中国・四国薬局実務実習受入調整機関 150万円、広島県薬剤師連盟 400万円、広島県学校薬剤師会 12万円
(3) 雑収入	1,000,000	1,000,000	0	
⑧ 他会計からの繰入金収入	56,000,000	56,000,000	0	
(1) 他会計からの繰入金収入	56,000,000	56,000,000	0	保険薬局部会繰入
事業活動収入計	192,028,000	186,664,000	5,364,000	
<b>2 事業活動支出</b>				
① 事業費支出				
(1) 給与支出	45,000,000	45,000,000	0	配賦割合 (事業費9:管理費1)
(2) 福利厚生費支出	9,540,000	9,540,000	0	配賦割合 (事業費9:管理費1)
(3) 会議費支出	4,100,000	4,100,000	0	
a 支部長会費支出	1,300,000	1,300,000	0	
b 委員会等会議費支出	2,200,000	2,200,000	0	
c 日薬代議員関係費支出	600,000	600,000	0	
(4) 渉外費支出	1,500,000	1,500,000	0	
(5) 支払負担金	693,000	710,000	△ 17,000	日薬学校薬剤師部会、薬事衛生大会ほか
(6) 総務部関係費支出	7,340,000	5,341,000	1,999,000	
a 広報対策費支出	3,000,000	3,000,000	0	新聞広告ほか
b 会員拡大費支出	1,000,000	1,000,000	0	管理記録簿ほか
c 会員名簿作成費支出	2,000,000	1,000	1,999,000	
d 職種部会助成金支出	340,000	340,000	0	
e 薬祖神大祭費支出	500,000	500,000	0	

科 目	2 6 年度予算額 (A)	2 5 年度予算額 (B)	増減 (A-B)	備 考
f 新年互礼会費支出	500,000	500,000	0	
(7) 学術部関係費支出	6,721,000	8,020,000	△ 1,299,000	
a 県薬学会大会費支出	1,000	1,800,000	△ 1,799,000	
b 日薬学会大会負担金支出	720,000	720,000	0	第47回 (於山形市) 80名
c 講習会・研修会費支出	2,000,000	1,500,000	500,000	高度管理医療継続研修会、 第53回中国四国薬学会
d 薬局実習受入事業費支出	4,000,000	4,000,000	0	中国・四国薬局実務実習受入調整機関負担金、 認定実務実習指導薬剤師WSほか
(8) 業務部関係費支出	30,431,000	25,551,000	4,880,000	
a 地域保健・福祉施策関係費支出	5,000,000	5,000,000	0	地対協関係費、県民公開講座ほか
b くすりと健康週間事業費支出	1,500,000	1,500,000	0	くすりと健康の相談窓口設置 薬草に親しむ会
c 薬事衛生指導員研修・活動費支出	500,000	500,000	0	
d 県薬会誌費支出	9,000,000	9,000,000	0	
e 認定基準薬局関係費支出	1,000,000	1,000,000	0	
f 検査センター関係費支出	4,550,000	4,550,000	0	
g 薬事情報センター事業費支出	2,500,000	2,500,000	0	
h 会館運営事業関係費支出	1,000	1,000	0	
i 広島県がん検診サポート薬剤師事業費支出	1,289,000	1,500,000	△ 211,000	
j 薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業費支出	5,091,000	0	5,091,000	新規科目
(9) 医薬品機構拠出金支出	300,000	300,000	0	
(10) 支部運営費補助金支出	5,202,800	5,177,750	25,050	
(11) 支払寄付金	1,000	1,000	0	
(12) 顧問料等支出	2,250,000	2,250,000	0	弁護士、税理士、司法書士ほか
a 顧問料	2,000,000	2,000,000	0	
b 諸謝金	250,000	250,000	0	
(13) 一般事務費支出	19,260,000	17,440,000	1,820,000	配賦割合 (事業費9 : 管理費1) )
a 旅費交通費支出	2,700,000	2,700,000	0	
b 通信運搬費支出	2,250,000	2,250,000	0	
c 消耗品費支出	900,000	900,000	0	
d 印刷製本費支出	2,070,000	2,070,000	0	
e 図書新聞費支出	270,000	270,000	0	
f 交際費支出	900,000	900,000	0	
g 賃借料支出	5,400,000	5,400,000	0	
h 保険料支出	150,000	150,000	0	配賦割合 (事業費6 : 管理費4)
i 租税公課支出	4,620,000	2,800,000	1,820,000	
(14) 雑支出	500,000	500,000	0	
(15) 他会計への繰入金支出	1,000,000	1,000,000	0	保険薬局部会
事業費支出計	133,838,800	126,430,750	7,408,050	
② 管理費支出				
(1) 報酬給与支出	5,002,000	5,002,000	0	
a 役員報酬支出	1,000	1,000	0	
b 給料手当支出	5,000,000	5,000,000	0	配賦割合 (事業費9 : 管理費1)
c 退職給付支出	1,000	1,000	0	
(2) 福利厚生費支出	1,060,000	1,060,000	0	配賦割合 (事業費9 : 管理費1)
(3) 会議費支出	5,000,000	5,000,000	0	
a 総会・代議員会費支出	2,500,000	2,500,000	0	

科 目	26年度予算額 (A)	25年度予算額 (B)	増減 (A-B)	備 考
b 役員会費支出	2,500,000	2,500,000	0	
(4) 日薬会費支出	38,153,000	37,994,000	159,000	
(5) 一般事務費支出	4,790,000	3,610,000	1,180,000	配賦割合 (事業費9:管理費1)
a 旅費交通費支出	300,000	300,000	0	
b 通信運搬費支出	250,000	250,000	0	
c 消耗品費支出	100,000	100,000	0	
d 印刷製本費支出	230,000	230,000	0	
e 図書新聞費支出	30,000	30,000	0	
f 交際費支出	100,000	100,000	0	
g 賃借料支出	600,000	600,000	0	
h 保険料支出	100,000	100,000	0	配賦割合 (事業費6:管理費4)
i 租税公課支出	3,080,000	1,900,000	1,180,000	
(6) 雜支出	100,000	100,000	0	
管理費支出計	54,105,000	52,766,000	1,339,000	
事業活動支出計	187,943,800	179,196,750	8,747,050	
事業活動収支差額	4,084,200	7,467,250	△ 3,383,050	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
① 特定預金取崩収入	3,000	2,000	1,000	
(1) 退職給与引当金取崩収入	1,000	1,000	0	
(2) 財政調整積立預金取崩収入	1,000	1,000	0	
(3) 会館施設設備整備積立預金取崩収入	1,000	0	1,000	
投資活動収入計	3,000	2,000	1,000	
2 投資活動支出				
① 特定預金支出	11,501,000	14,500,000	△ 2,999,000	
(1) 退職給与引当預金支出	3,500,000	3,500,000	0	
(2) 財政調整積立預金支出	8,000,000	1,000,000	7,000,000	
(3) 会館施設設備整備積立預金支出	1,000	10,000,000	△ 9,999,000	
投資活動支出計	11,501,000	14,500,000	△ 2,999,000	
投資活動収支差額	△ 11,498,000	△ 14,498,000	3,000,000	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	2,586,200	2,969,250	△ 383,050	
当期収入合計 (ア)	192,031,000	186,666,000	5,365,000	
前期繰越収支差額	10,000,000	10,000,000	0	
収入の部合計 (イ)	202,031,000	196,666,000	5,365,000	
当期支出合計 (ウ)	202,031,000	196,666,000	5,365,000	
当期収支差額 (アーウ)	△ 10,000,000	△ 10,000,000	0	
次期繰越収支差額 (イーウ)	0	0	0	

## 平成26年度 保険薬局部会事業計画

## 1. 総務

- (1) 医薬分業の質的向上対策の検討と推進
- (2) 各支部保険薬局部会への支援、協力
- (3) 保険薬局ニュースの発行
- (4) 薬学生実務実習事業への協力
- (5) 保険薬局部会の組織及び運営の検討
- (6) 調剤報酬に関する質疑、応答
- (7) ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）への参画
- (8) 新会館における機能検討

## 2. 保険薬局指定申請時及び認定基準薬局更新時研修会の実施

- (1) 研修会の実施

## 3. 院外処方せん応需体制の整備・かかりつけ薬局機能の強化

- (1) 医薬品の情報収集及び情報提供、適正使用の推進
- (2) 後発医薬品の情報収集及び情報提供による使用推進
- (3) 休日・夜間等24時間医薬品供給体制整備への支援
- (4) 基幹薬局・地区センター薬局の整備・活用の推進
- (5) 医薬分業支援組織整備
- (6) 備蓄検索システムの利用推進、整備
- (7) 無薬局地区における医薬品供給システムの調査、検討

## 4. 県民へのかかりつけ薬局理解のための広報

- (1) かかりつけ薬局を県民にPR
- (2) 地域における医薬分業・かかりつけ薬局PR事業への支援
- (3) インターネットホームページによる広報
- (4) おくすり手帳の理解向上及び活用推進
- (5) e-お薬手帳事業（電子版お薬手帳の運用等）の推進
- (6) ブラウンバッグ運動の推進

## 5. 保険薬剤師の資質の向上

- (1) 各種研修会、講演会の開催
- (2) 服薬指導、薬歴管理、情報提供実施の徹底
- (3) 調剤事故防止のための情報提供と研修
- (4) 訪問薬剤管理指導の研修
- (5) Drug Information Newsの活用
- (6) 各種保険制度に関する資料、図書の整備

## 6. 在宅医療への参画推進

- (1) 在宅患者服薬管理指導の推進
- (2) 在宅緩和ケアへの参画推進
- (3) 在宅医療支援の施設整備

## 7. 医薬品安全性情報収集活動に協力

## 8. 調剤報酬審査支払機関への対応

## 9. 保険指導薬剤師への対応

## 平成26年度 保険薬局部会収支予算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

科 目	2 6 年度予算額 (A)	2 5 年度予算額 (B)	増減 (A - B)	備 考
<b>I 事業活動収支の部</b>				
1 事業活動収入				
① 会費収入	87,000,000	87,000,000	0	
② 貸付金戻入収入	1,000	1,000	0	
③ 雑収入	11,000	11,000	0	
(1) 受取利息収入	1,000	1,000	0	
(2) 雑収入	10,000	10,000	0	
④ 他会計からの繰入金収入	1,000,000	1,000,000	0	
事業活動収入計	88,012,000	88,012,000	0	
2 事業活動支出				
① 事業費支出				
(1) 会議費支出	2,000,000	2,000,000	0	
(2) 旅費交通費支出	1,500,000	1,500,000	0	
(3) 通信運搬費支出	1,500,000	1,500,000	0	
(4) 消耗品費支出	200,000	200,000	0	
(5) 印刷製本費支出	1,500,000	2,500,000	△ 1,000,000	
(6) 組織整備費支出	18,000,000	13,000,000	5,000,000	
(7) 研修費支出	5,000,000	8,000,000	△ 3,000,000	
(8) 渉外広報費支出	4,000,000	5,000,000	△ 1,000,000	
(9) 他会計への繰入金支出	56,000,000	56,000,000	0	一般会計への繰出
(10) 貸付金等支出	2,000	2,000	0	
a 貸付金支出	1,000	1,000	0	
b 貸付金戻入支出	1,000	1,000	0	
(11) 雑支出	100,000	100,000	0	
事業費支出計	89,802,000	89,802,000	0	
事業活動支出計	89,802,000	89,802,000	0	
事業活動収支差額	△ 1,790,000	△ 1,790,000	0	
<b>II 投資活動収支の部</b>				
1 投資活動収入				
① 特定預金取崩収入	2,000	2,000	0	
(1) 医薬分業施設設備積立預金取崩収入	1,000	1,000	0	
(2) 財政準備積立預金取崩収入	1,000	1,000	0	
投資活動収入計	2,000	2,000	0	
2 投資活動支出				
① 特定預金支出	17,000,000	17,001,000	△ 1,000	
(1) 医薬分業施設設備整備積立預金支出	10,000,000	1,000	9,999,000	
(2) 財政準備積立預金支出	7,000,000	17,000,000	△ 10,000,000	
投資活動支出計	17,000,000	17,001,000	△ 1,000	
投資活動収支差額	△ 16,998,000	△ 16,999,000	1,000	
<b>III 財務活動収支の部</b>				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
<b>IV 予備費支出</b>	1,212,000	1,211,000	1,000	
当期収入合計 (ア)	88,014,000	88,014,000	0	
前期繰越収支差額	20,000,000	20,000,000	0	
収入の部合計 (イ)	108,014,000	108,014,000	0	
当期支出合計 (ウ)	108,014,000	108,014,000	0	
当期収支差額 (アーウ)	△ 20,000,000	△ 20,000,000	0	
次期繰越収支差額 (イーウ)	0	0	0	

## 平成26年度 会館運営事業計画

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

平成26年度において、次の諸事業を行う。

- 1 広島県薬剤師会館及び関連施設の運営管理を行う。
- 2 薬業団体及びその関係者との連絡調整を図り、県民の健康増進と福祉の増進に寄与する。
- 3 会館研修室の利用を推進し、薬事関係者の知識の交流を図る。
- 4 第31回広島県薬事衛生大会を開催する。
- 5 図書、印刷物等の斡旋販売を行う。
- 6 その他、必要と認められるもの。

## 資料9

(平成26年3月21日代議員会議決)

### 平成26年度 会館運営事業特別会計収支予算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

科 目	26年度予算額 (A)	25年度予算額 (B)	増減 (A-B)	備 考
<b>I 事業活動収支の部</b>				
1 事業活動収入				
① 分担金収入	7,342,000	7,128,000	214,000	
② 使用料収入	1,200,000	1,200,000	0	
③ 手数料収入	20,000	20,000	0	
④ 売上収入	18,000,000	18,000,000	0	配布物
⑤ 用紙販売収入	3,500,000	3,500,000	0	
⑥ 受取利息収入	1,000	1,000	0	
⑦ 雑収入	400,000	400,000	0	配布物200,000 用紙部140,000
⑧ 他会計からの繰入金収入	1,000	1,000	0	一般会計からの繰入
事業活動収入計	30,464,000	30,250,000	214,000	
2 事業活動支出				
① 事業費支出				
(1) 仕入	17,500,000	17,500,000	0	配布物
(2) 通信運搬費支出	250,000	250,000	0	配布物100,000 用紙部150,000
(3) 消耗品費支出	290,000	290,000	0	消耗什器備品費支出含む
(4) 修繕費支出	5,000,000	5,000,000	0	
(5) 印刷製本費支出	2,900,000	2,900,000	0	
(6) 光熱水料費支出	4,000,000	3,700,000	300,000	
(7) 賃借料支出	500,000	500,000	0	
(8) 委託料支出	3,500,000	3,500,000	0	
(9) 雑支出	49,000	49,000	0	配布物20,000 用紙部9,000
(10) 他会計への繰入金支出	1,000	1,000	0	一般会計への繰出
事業費支出計	33,990,000	33,690,000	300,000	
事業活動支出計	33,990,000	33,690,000	300,000	
事業活動収支差額	△ 3,526,000	△ 3,440,000	△ 86,000	
<b>II 投資活動収支の部</b>				
1 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
<b>III 財務活動収支の部</b>				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
<b>IV 予備費支出</b>	1,474,000	1,060,000	414,000	
当期収入合計 (ア)	30,464,000	30,250,000	214,000	
前期繰越収支差額	5,000,000	4,500,000	500,000	
収入の部合計 (イ)	35,464,000	34,750,000	714,000	
当期支出合計 (ウ)	35,464,000	34,750,000	714,000	
当期収支差額 (ア-ウ)	△ 5,000,000	△ 4,500,000	△ 500,000	
次期繰越収支差額 (イ-ウ)	0	0	0	

## 平成26年度 検査センター事業計画

広島県、広島市をはじめ、関係市町及び各支部薬剤師会、県学校薬剤師会、各支部学校薬剤師会、関係諸団体の協力を得るほか、一般への業務の拡大をはかり、更に検査センターの機能の充実に努める。

なお、本施設を県内薬事関係者に開放し、できるかぎり便宜供与をはかる。

## 1. 薬事に関する試験、検査業務

- (1) 医薬品（後発医薬品を含む）の試験、検査
- (2) 医薬品原料及び資材の試験、検査
- (3) 無許可無承認医薬品の試験、検査
- (4) 計画的試験検査の実施

## 2. その他の試験、検査業務

- (1) 飲料水の検査
- (2) 家庭用品の有害物質検査
- (3) プール水の検査
- (4) 工場水などの排水、下水道水の検査
- (5) 浴槽水などの検査
- (6) 小学校、中学校、高等学校等の寄生虫卵及び尿検査
- (7) 食品取り扱い業者、共同炊事場従業者の腸内細菌検査
- (8) 学校教室等の空气中化学物質濃度測定検査

## 3. 研修

- (1) 日本薬剤師会試験検査センター連絡協議会への参加
- (2) 日本薬剤師会学術大会への参加
- (3) 日本薬剤師会試験検査センター技術研修会への参加
- (4) 日本医学検査学会への参加
- (5) 施設見学会の開催
- (6) 各種講習会への参加及び講習会の開催
- (7) その他

## 4. 広島県薬剤師会誌への寄稿

- (1) 検査センターだより
- (2) 研修会等の報告

## 5. その他、必要と認められるもの

## 平成26年度 検査センター特別会計収支予算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

科 目	2 6 年度予算額 (A)	2 5 年度予算額 (B)	増減 (A-B)	備 考
<b>I 事業活動収支の部</b>				
1 事業活動収入				
① 事業収入	25,500,000	25,500,000	0	
(1) 検査収入	22,000,000	22,000,000	0	
(2) 使用料収入	3,500,000	3,500,000	0	
② 雑収入	50,000	50,000	0	
(1) 受取利息収入	1,000	1,000	0	
(2) 雑収入	49,000	49,000	0	
③ 他会計からの繰入金収入	4,550,000	4,550,000	0	
事業活動収入計	30,100,000	30,100,000	0	
2 事業活動支出				
① 事業費支出				
(1) 給料手当支出	19,000,000	19,000,000	0	臨時雇賃金含む
(2) 福利厚生費支出	2,500,000	2,500,000	0	
(3) 会議費	150,000	150,000	0	
(4) 旅費交通費支出	500,000	500,000	0	
(5) 通信運搬費支出	500,000	500,000	0	
(6) 消耗品費支出	400,000	400,000	0	
(7) 図書新聞費支出	50,000	50,000	0	
(8) 検査材料費支出	3,000,000	3,000,000	0	
(9) 修繕費支出	1,100,000	1,500,000	△ 400,000	機器メンテナンス費を含む
(10) 印刷製本費支出	600,000	500,000	100,000	
(11) 燃料費支出	100,000	100,000	0	
(12) 貸借料支出	650,000	650,000	0	
(13) 諸謝金支出	300,000	300,000	0	
(14) 租税公課支出	10,000	10,000	0	
(15) 委託費支出	500,000	200,000	300,000	廃棄試薬処分費
(16) 雑支出	200,000	200,000	0	
(17) 設備費支出	2,400,000	2,400,000	0	割賦支払金支出
事業費支出計	31,960,000	31,960,000	0	
事業活動支出計	31,960,000	31,960,000	0	
事業活動収支差額	△ 1,860,000	△ 1,860,000	0	
<b>II 投資活動収支の部</b>				
1 投資活動収入				
① 特定預金取崩収入	0	0	0	
(1) 機器整備積立預金取崩収入	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	
2 投資活動支出				
① 特定貯金支出	0	0	0	
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
<b>III 財務活動収支の部</b>				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
<b>IV 予備費支出</b>	840,000	840,000	0	
当期収入合計 (ア)	30,100,000	30,100,000	0	
前期繰越収支差額	2,700,000	2,700,000	0	
収入の部合計 (イ)	32,800,000	32,800,000	0	
当期支出合計 (ウ)	32,800,000	32,800,000	0	
当期収支差額 (ア-ウ)	△ 2,700,000	△ 2,700,000	0	
次期繰越収支差額 (イ-ウ)	0	0	0	

## 平成26年度 収支予算書総括表

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

科 目	一般会計	保険薬局部会	会館運営事業特別会計	検査センター特別会計	合 計
<b>I 事業活動収支の部</b>					
1 事業活動収入					
① 会費収入	106,096,000	87,000,000	0	0	193,096,000
② 入会金収入	2,000,000	0	0	0	2,000,000
③ 事業収入	6,300,000	0	0	25,500,000	31,800,000
④ 補助金等収入	14,608,000	0	0	0	14,608,000
⑤ 貸付金戻入収入	0	1,000	0	0	1,000
⑥ 分担金収入	0	0	7,342,000	0	7,342,000
⑦ 使用料収入	0	0	1,200,000	0	1,200,000
⑧ 手数料収入	0	0	20,000	0	20,000
⑨ 売上収入	0	0	18,000,000	0	18,000,000
⑩ 用紙販売収入	0	0	3,500,000	0	3,500,000
⑪ 受取利息収入	0	0	1,000	0	1,000
⑫ 雑収入	6,650,000	11,000	400,000	50,000	7,111,000
⑬ 他会計からの繰入金収入	56,000,000	1,000,000	1,000	4,550,000	61,551,000
事業活動収入計	191,654,000	88,012,000	30,464,000	30,100,000	340,230,000
2 事業活動支出					
① 事業費支出	133,838,800	89,802,000	33,990,000	31,960,000	289,590,800
事業費支出計	133,838,800	89,802,000	33,990,000	31,960,000	289,590,800
② 管理費支出	54,105,000	0	0	0	54,105,000
管理費支出計	54,105,000	0	0	0	54,105,000
事業活動支出計	187,943,800	89,802,000	33,990,000	31,960,000	343,695,800
事業活動収支差額	4,084,200	△ 1,790,000	△ 3,526,000	△ 1,860,000	△ 3,091,800
<b>II 投資活動収支の部</b>					
1 投資活動収入					
① 特定預金取崩収入	3,000	2,000	0	0	5,000
投資活動収入計	3,000	2,000	0	0	5,000
2 投資活動支出					
① 特定預金支出	11,501,000	17,000,000	0	0	28,501,000
投資活動支出計	11,501,000	17,000,000	0	0	28,501,000
投資活動収支差額	△ 11,498,000	△ 16,998,000	0	0	△ 28,496,000
<b>III 財務活動収支の部</b>					
1 財務活動収入					
財務活動収入計	0	0	0	0	0
2 財務活動支出					
財務活動支出計	0	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0
<b>IV 予備費支出</b>	2,586,200	1,212,000	1,474,000	840,000	6,112,200
当期収入合計 (ア)	191,657,000	88,014,000	30,464,000	30,100,000	340,235,000
前期繰越収支差額	10,000,000	20,000,000	5,000,000	2,700,000	37,700,000
収入の部合計 (イ)	201,657,000	108,014,000	35,464,000	32,800,000	377,935,000
当期支出合計 (ウ)	202,031,000	108,014,000	35,464,000	32,800,000	378,309,000
当期収支差額 (ア-ウ)	△ 10,374,000	△ 20,000,000	△ 5,000,000	△ 2,700,000	△ 38,074,000
次期繰越収支差額 (イ-ウ)	△ 374,000	0	0	0	△ 374,000

## 公益法人への移行時に就任する監事の選任について

今期（平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）就任の監事 水戸基彦氏、児玉信子氏の任期が平成 26 年 3 月 31 日で満了する。

当法人は平成 26 年 4 月 1 日をもって公益社団法人へ移行するため、移行を条件として水戸基彦氏、菊一瓔子氏を監事として選任する。

選 挙

役員の選挙について

(任期：平成26年6月定時総会から平成28年定時総会終結時まで)

会長候補者	定 数	1名
	当選人	前田泰則 (呉支部)
監事	定 数	2名以内
	当選人	水戸基彦 (広島佐伯支部)
	〃	菊一瓔子 (広島支部)

